

平成29年度

# 市 税 概 要



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

入 間 市

## 市章（昭和 42 年 3 月 23 日制定）

入間市の「入」を若鷺に形どり、円は市の円満、融和と団結を表し、中央の白い部分は、市の将来の永遠なる発展と躍進を象徴しています。



## ○入間市民憲章（昭和 49 年 6 月 1 日制定）

わたくしたちは、武蔵野の自然にめぐまれた入間市を愛し、より明るく、豊かな文化のまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、環境のよいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、平和な住みよいまちをつくりましょう。
1. 健康で働き、希望にみちたまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、心豊かなまちをつくりましょう。
1. お互いに助けあい、やすらぎのあるまちをつくりましょう。

## 市の花：茶の花（昭和 56 年 4 月 1 日告示）

県下一の生産量を誇る市の特産物「狭山茶」を象徴するにふさわしい花です。秋に白く可憐にさきます。



## 市の木：ケヤキ（昭和 56 年 4 月 1 日告示）

幹が太く、まっすぐな大木に成長するこの木は、市内の各所でみられ、その枝ぶりと緑は、自然の恵みを象徴しているようです。



## 市の鳥：ヒバリ（昭和 56 年 4 月 1 日告示）

毎年初夏になると、さえずりながら大空を舞いあがる姿が、市内の茶畑や川原などでみられ、私たちの心をなごませてくれます。



# 目 次

## I 入間市の税体系及び財政

(1) 入間市の税体系	1
(2) 入間市の税務行政の機構及び人的構成	1
(3) 入間市の税務行政事務分掌	3
(4) 平成29年度一般会計当初予算額	4
(5) 平成28年度一般会計決算額	6
(6) 一般会計歳入総額に占める市税の割合	8
(7) 平成29年度当初予算における自主財源及び依存財源	9

## II 市税総括

(1) 税目別の市税調定額（現年課税分）と構成割合	10
(2) 平成28年度市税決算状況	12
(3) 市税年度別決算状況	14
(4) 市税負担状況の推移	21
(5) 市税税目別納税状況の推移（市民1人当たり）	22
(6) 市税税目別納税状況の推移（1世帯当たり）	23

## III 市民税

### 1 個人市民税

(1) 個人の市民税調定額と納税義務者数	24
(2) 平成29年度個人の市民税所得区分別納税義務者数と税額に関する調	25
(3) 平成29年度市民税の特別徴収義務者数と税額に関する調	25
(4) 個人市民税特別徴収義務者数・納税義務者数と特別徴収税額	25
(5) 個人市民税の年度別納税義務者数	26
(6) 個人の市民税所得区分別課税状況	27

### 2 法人市民税

(1) 法人市民税調定額と納税義務者数	28
(2) 均等割の税率区分別調定額と納税義務者数	29
(3) 法人税割の産業分類別調定額と納税義務者数	30

## IV 固定資産税等

### 1 固定資産税

(1) 固定資産税資産別納税義務者数	31
(2) 固定資産税資産別調定額	31

(3) 固定資産課税台帳縦覧者及び閲覧者数	32
(4) 土地の筆数	33
(5) 土地の地積	34
(6) 土地の決定価格	35
(7) 土地の課税標準額	36
(8) 家屋総括表	37
(9) 償却資産の課税標準額の推移	38
2 都市計画税	
(1) 都市計画税資産別調定額	38
3 国有資産等所在市町村交付金・納付金	
(1) 交付金	39
V 諸税及び税務証明手数料	
1 軽自動車税	
(1) 軽自動車税車種別課税台数・調定額	40
2 市たばこ税	
(1) 市たばこ税額と売り渡し本数の推移	42
3 鉱産税	
(1) 鉱産税額と産出量の推移	43
4 税務証明手数料及び件数	44
VI 国民健康保険税	
(1) 国民健康保険税調定額等の状況	45
(2) 医療費（療養諸費）に占める税の割合	46
(3) 国民健康保険加入状況等	47
VII 収納・徴収	
(1) 税目別執行停止の推移	49
(2) 税目別不納欠損の推移	50
VIII 入間市税の税率及び最近の主な税制改正	
(1) 市税の税率	51
(2) 最近の主な税制改正	53

埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

「税金の存在」

武蔵中学校 3年 小田麗華

「心を支える税金」

西武中学校 3年 島崎結香

「税金の『光』と『陰』」

藤沢中学校 3年 田中弘太郎

「日本を担う税金」

野田中学校 3年 前田圭星

「医療費について考えること」

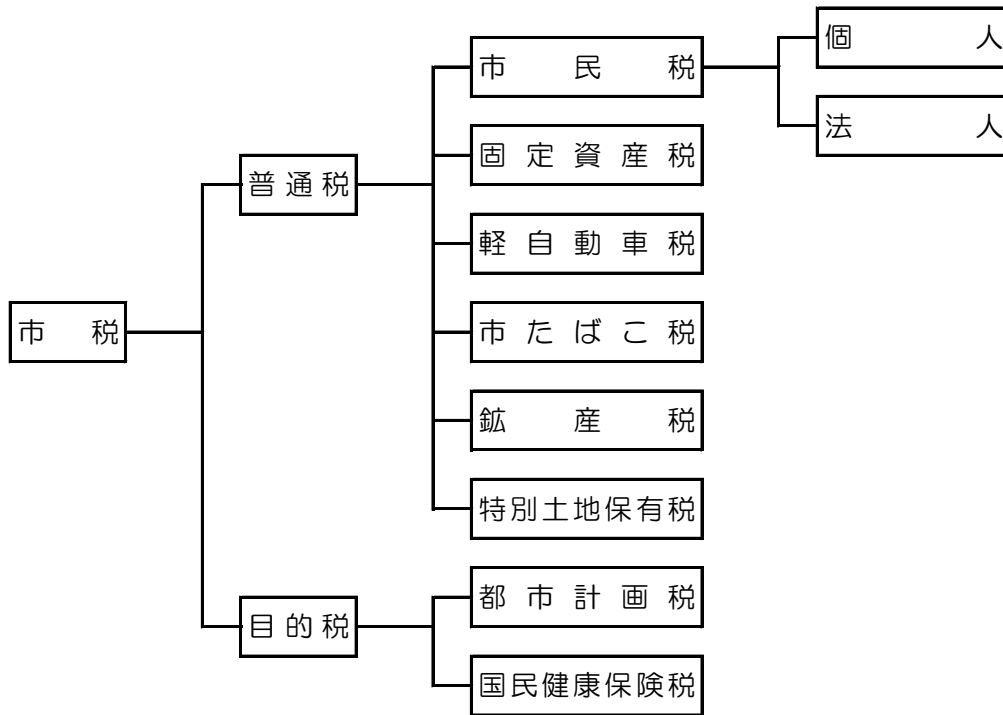
藤沢中学校 3年 吉口歩里

(平成29年度 税に関する作文 優秀作品より)

# I 入間市の税体系及び財政

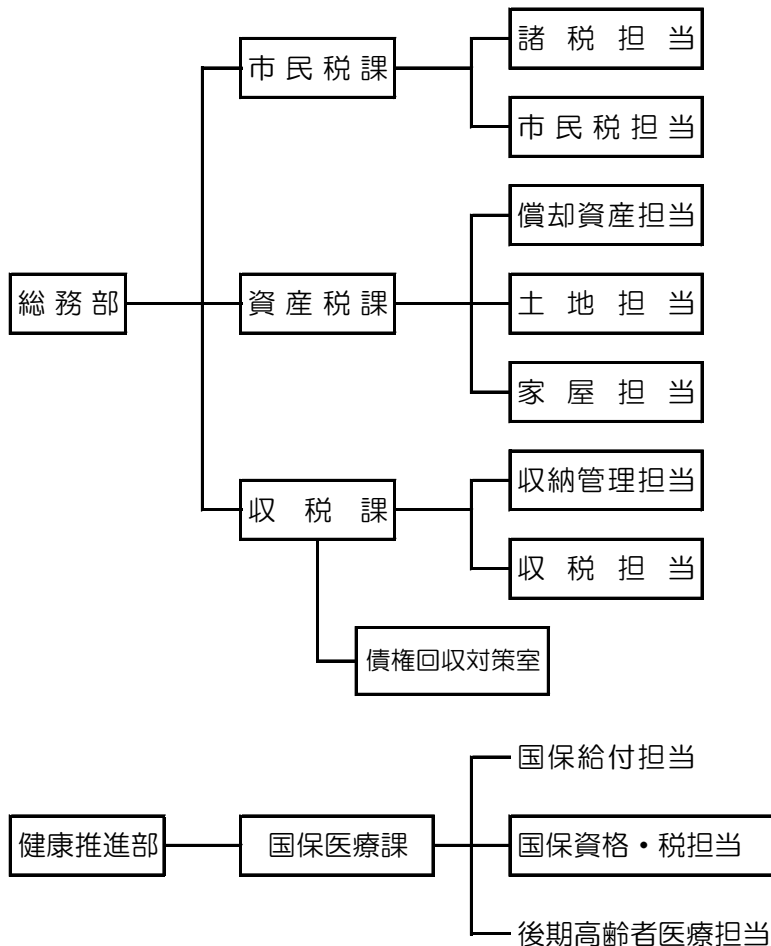
# I 入間市の税体系及び財政

## (1) 入間市の税体系（平成29年4月1日現在）



## (2) 入間市の税務行政の機構及び人的構成

### ア 税務行政機構図（平成29年4月1日現在）



イ 人口及び税務職員数等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・戸・km<sup>2</sup>・%）

区分 年次	人口	世帯数	面積	一世帯 当たり 人口	人口密度	市長 局長 職員数	税務 職員数	市長部局に占 める税務職員 の構成割合	税務職員一人 当たりの人口
22	150,703	60,027	44.7	2.5	3,368	649	56	8.63	2,691
23	150,714	60,699	44.7	2.5	3,369	649	57	8.78	2,644
24	150,326	61,238	44.7	2.5	3,360	635	56	8.82	2,684
25	150,077	61,254	44.7	2.5	3,354	631	56	8.87	2,680
26	149,912	61,953	44.7	2.4	3,351	623	55	8.83	2,726
27	149,591	62,548	44.7	2.4	3,347	612	55	8.99	2,720
28	149,292	63,281	44.7	2.4	3,341	629	58	9.22	2,574
29	148,733	63,906	44.7	2.3	3,328	661	57	8.62	2,609

※ 税務職員は市民税、資産税、収税及び国民健康保険税の賦課徴収に係る職員数の合計である。

ウ 税務職員職制別構成人数（平成29年4月1日現在）

（単位：人）

課名	職制								
	課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計	
市民税課	諸税担当	1	1	1	0	1	1	0	4
	市民税担当		1	2	0	2	3	2	10
	(計)	1	2	3	0	3	4	2	15
資産税課	償却資産担当		1	0	1	2	1	0	5
	土地担当	1	0	2	0	1	2	0	5
	家屋担当		1	2	0	1	1	2	7
	(計)	1	2	4	1	4	4	2	18
収税課	収納管理担当		1	1	0	2	0	1	5
	収税担当	1	1	2	1	2	3	1	10
	債権回収対策室	1	0	1	0	1	0	0	2
	(計)	2	2	4	1	5	3	2	19
国保医療課	国保資格・税担当		1	2	0	2	1	1	7
	国保給付担当	1	1	2	0	3	3	0	9
	後期高齢者医療担当		1	2	0	0	0	1	4
	(計)	1	3	6	0	5	4	2	21
税務職員合計		5	7	13	2	14	12	7	60
合計		5	9	17	2	17	15	8	73



(3) 入間市の税務行政事務分掌

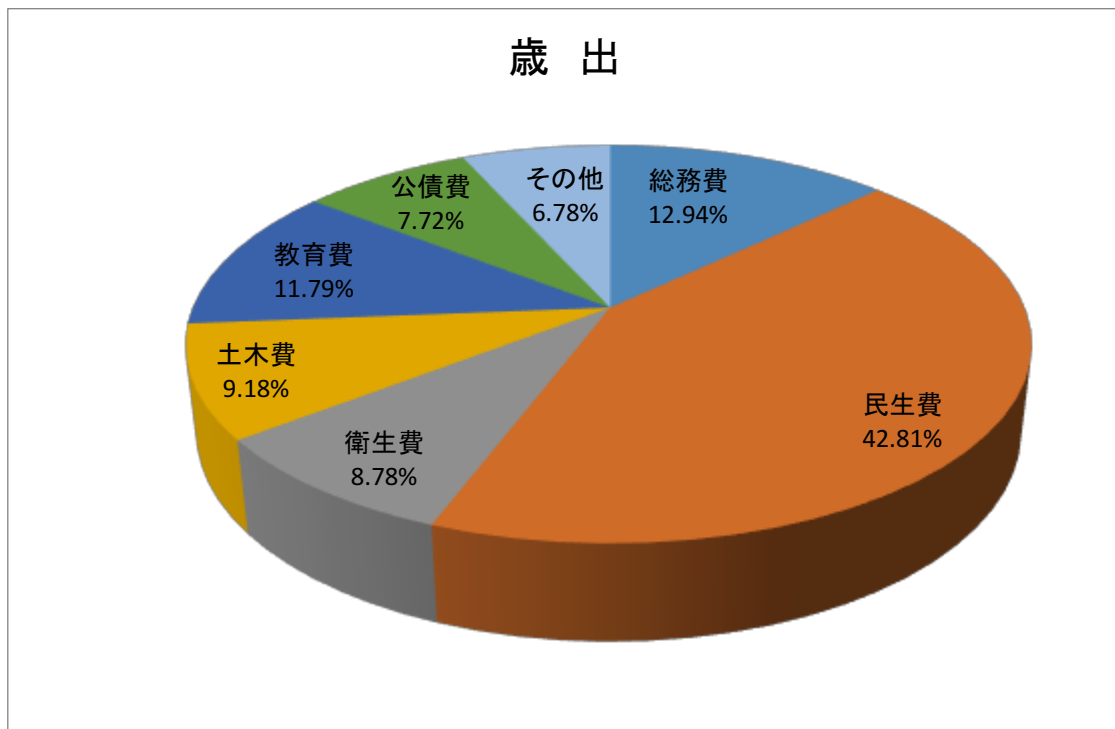
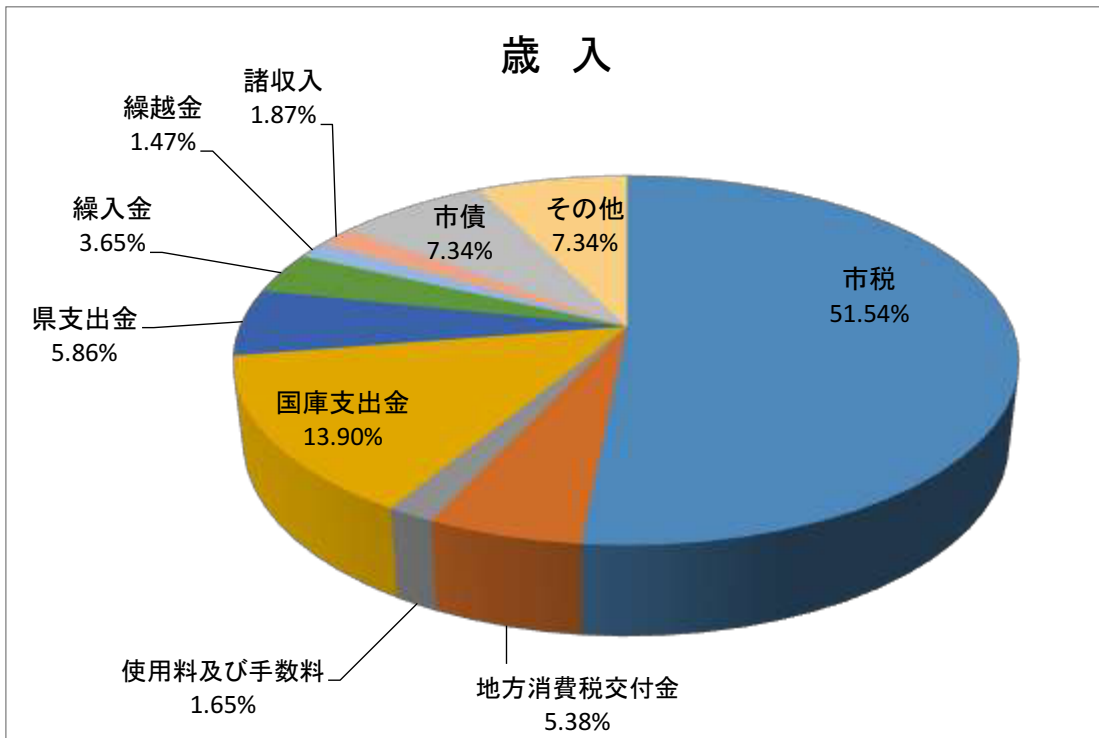
区 分		事 務 分 掌	
総 務 部	市民税課	諸税担当	法人市民税に関する事。軽自動車税の賦課に関する事。市たばこ税に関する事。鉱産税に関する事。原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関する事。市民税の証明（納税証明を除く。）に関する事。
		市民税担当	個人市民税（県民税を含む。）の賦課に関する事。
	資産税課	償却資産担当	償却資産に係る固定資産の評価及び固定資産税の賦課に関する事。国有資産等所在市町村交付金に関する事。固定資産に関する証明及び諸届の処理に関する事。
		土地担当	土地に係る固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		家屋担当	家屋に係る固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
	収 税 課	収納管理担当	市税等の収納の確認及び整理に関する事。市税等の滞納繰越分の調定異動に関する事。市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事。市税等の口座振替に関する事。市税等の納税証明等に関する事。市税等の納税等の普及に関する事。
		収税担当	市税等の徴収に関する事。市税等の督促及び催告に関する事。市税等の徴収の嘱託及び受託に関する事。市税等の滞納処分及び執行停止に関する事。市税等の納税等の相談に関する事。
		債権回収対策室	各種市債権（当該債権を所管する課等から、徴収が困難なものとして移管されたものに限る。）の徴収に関する事。
	健康推進部	国保医療課 国保資格・税担当	国民健康保険税の賦課に関する事。

## (4) 平成29年度一般会計当初予算額

(単位：千円・%)

入				出			
歳 款		予 算 額	構 成 比	歳 款		予 算 額	構 成 比
1	市税	20,980,750	51.54	1	議会費	297,172	0.73
2	地方譲与税	300,000	0.74	2	総務費	5,268,177	12.94
3	利子割交付金	18,000	0.04	3	民生費	17,429,042	42.81
4	配当割交付金	107,000	0.26	4	衛生費	3,572,431	8.78
5	株式等譲渡所得割交付金	82,000	0.20	5	労働費	31,520	0.08
6	地方消費税交付金	2,186,000	5.38	6	農林水産業費	161,282	0.40
7	ゴルフ場利用税交付金	55,000	0.14	7	商工費	323,624	0.79
8	自動車取得税交付金	124,000	0.30	8	土木費	3,738,370	9.18
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	57,000	0.14	9	消防費	1,889,774	4.64
10	地方特例交付金	114,000	0.28	10	教育費	4,800,003	11.79
11	地方交付税	1,492,000	3.66	11	公債費	3,142,341	7.72
12	交通安全対策特別交付金	20,000	0.05	12	諸支出金	13	0.00
13	分担金及び負担金	546,288	1.34	13	予備費	56,251	0.14
14	使用料及び手数料	673,588	1.65				
15	国庫支出金	5,658,008	13.90				
16	県支出金	2,386,061	5.86				
17	財産収入	62,591	0.15				
18	寄附金	15,390	0.04				
19	繰入金	1,484,958	3.65				
20	繰越金	600,000	1.47				
21	諸収入	760,366	1.87				
22	市債	2,987,000	7.34				
歳 入 合 計		40,710,000	100.00	歳 出 合 計		40,710,000	100.00

# 平成29年度一般会計当初予算構成図



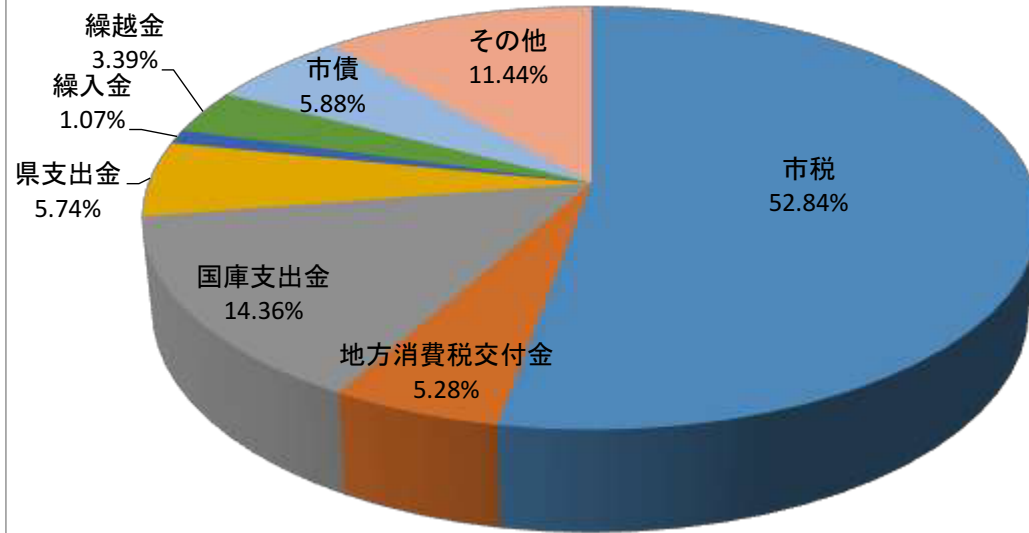
## (5) 平成28年度一般会計決算額

(単位：千円・%)

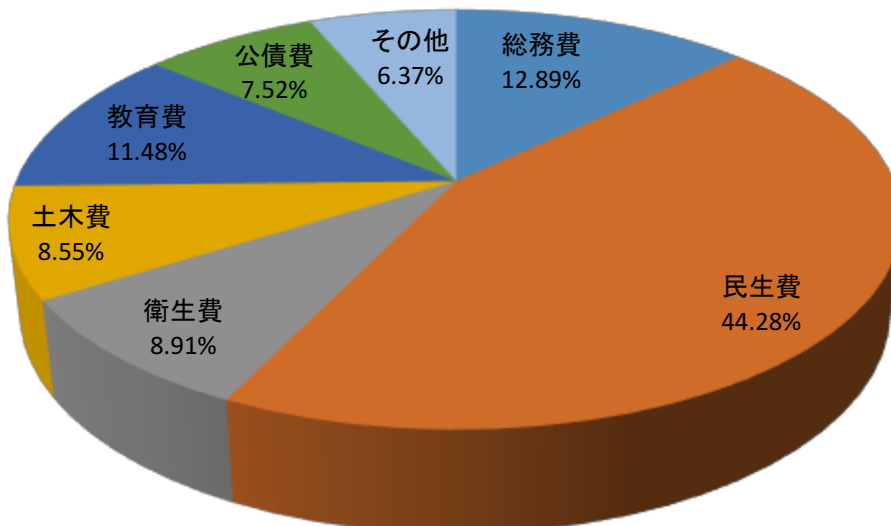
入				出			
歳 款		決 算 額	構 成 比	歳 款		決 算 額	構 成 比
1	市税	21,153,378	52.84	1	議会費	281,141	0.72
2	地方譲与税	299,810	0.75	2	総務費	5,045,959	12.89
3	利子割交付金	19,129	0.05	3	民生費	17,330,552	44.28
4	配当割交付金	79,543	0.20	4	衛生費	3,488,592	8.91
5	株式等譲渡所得割交付金	48,390	0.12	5	労働費	41,551	0.11
6	地方消費税交付金	2,118,064	5.28	6	農林水産業費	158,145	0.40
7	ゴルフ場利用税交付金	53,329	0.13	7	商工費	181,066	0.46
8	自動車取得税交付金	94,570	0.24	8	土木費	3,342,261	8.55
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	58,453	0.15	9	消防費	1,830,768	4.68
10	地方特例交付金	103,613	0.26	10	教育費	4,493,851	11.48
11	地方交付税	1,538,029	3.84	11	公債費	2,943,296	7.52
12	交通安全対策特別交付金	18,994	0.05	12	諸支出金	11	0.00
13	分担金及び負担金	533,695	1.33	13	予備費	0	0.00
14	使用料及び手数料	684,878	1.71				
15	国庫支出金	5,747,601	14.36				
16	県支出金	2,298,321	5.74				
17	財産収入	112,718	0.28				
18	寄附金	10,059	0.03				
19	繰入金	427,765	1.07				
20	繰越金	1,356,802	3.39				
21	諸収入	922,676	2.30				
22	市債	2,353,569	5.88				
歳 入 合 計		40,033,386	100.00	歳 出 合 計		39,137,193	100.00

# 平成28年度一般会計決算額

## 歳入



## 歳出



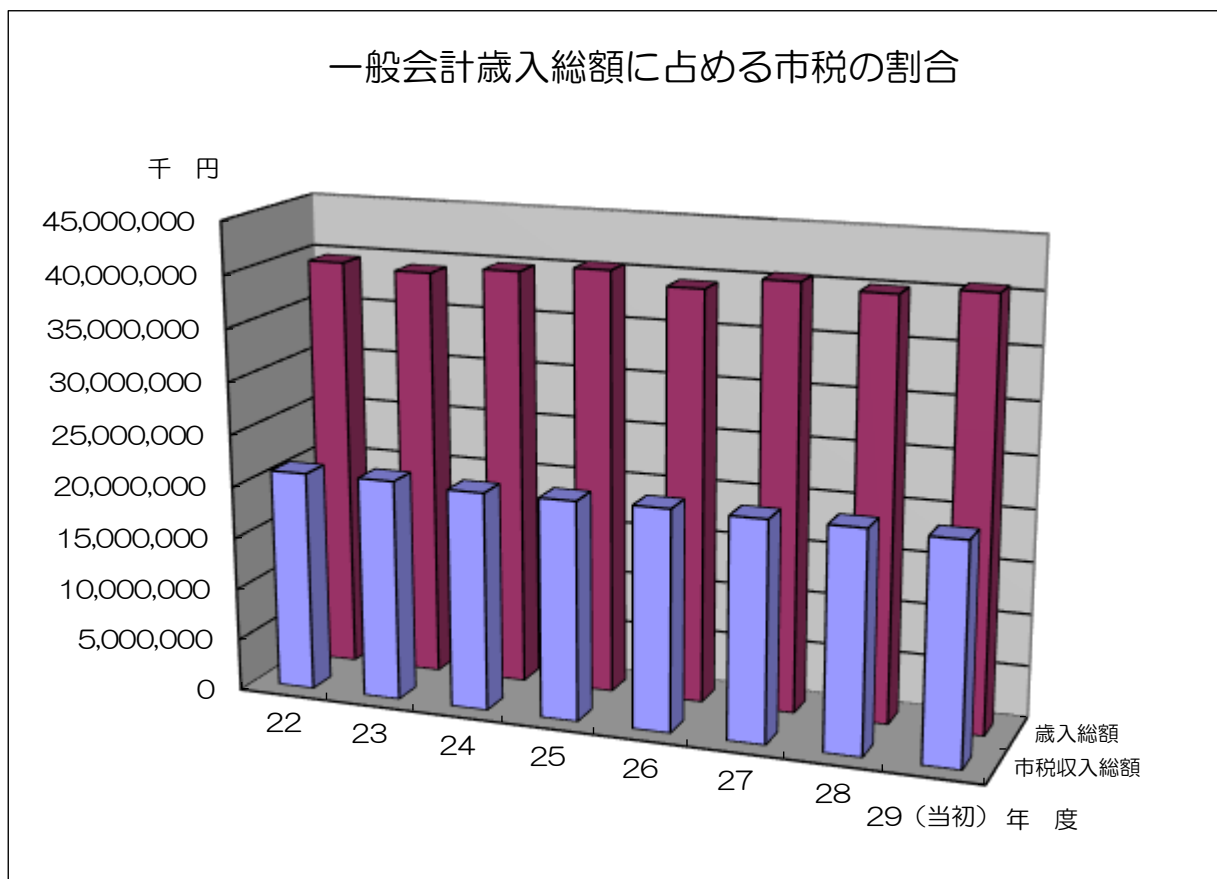
(6) 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位：千円・%)

年度	区分	歳入総額	市税収入総額	市税割合	市民1人当たり市税	1世帯当たり市税
22		39,593,168	21,199,403	53.54	140,670円	353,164円
23		39,160,700	21,269,651	54.31	141,126円	350,411円
24		39,846,830	20,993,879	52.69	139,656円	342,824円
25		40,512,752	21,063,752	51.99	140,352円	343,876円
26		39,353,323	21,194,385	53.86	141,378円	342,104円
27		40,559,942	21,099,309	52.02	141,046円	337,330円
28		40,033,386	21,153,378	52.84	141,691円	334,276円
29 (当初予算)		40,710,000	20,980,750	51.54	141,063円	328,306円

※ 滞納繰越分を含む。

市民1人当たり市税及び1世帯当たり市税の算出は、各4月1日現在の人口による。



入間市の歳入総額400億3,338万6千円のうち、市税が52.84%の211億5337万8千円を占めています。市税の内訳としては、12ページの市税決算状況の収入済額にあるとおり、固定資産税が90億1,876万8千円で42.64%と最も多く、次いで個人市民税が84億4,524万7千円で39.92%となっており、両税で市税全体の約82.56%を占めています。市税収入の推移をみると、平成22年、平成23年については、リーマンショックによる景気後退の影響からの回復傾向が見られました。その後は、政府による経済対策はあるものの横ばいの状態が現状であります。このように市税収入は、経済動向や税制改正の影響を大きく受け増減することとなります。

## (7) 平成29年度当初予算における自主財源及び依存財源

(単位：千円・%)

自主財源				依存財源		
款		予算額	構成比	款		構成比
1	市税	20,980,750	51.54	2	地方譲与税	0.74
13	分担金及び負担金	546,288	1.34	3	利子割交付金	0.04
14	使用料及び手数料	673,588	1.65	4	配当割交付金	0.26
17	財産収入	62,591	0.15	5	株式等譲渡所得割交付金	0.20
18	寄附金	15,390	0.04	6	地方消費税交付金	5.38
19	繰入金	1,484,958	3.65	7	ゴルフ場利用税交付金	0.14
20	繰越金	600,000	1.47	8	自動車取得税交付金	0.30
21	諸収入	760,366	1.87	9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.14
				10	地方特例交付金	0.28
				11	地方交付税	3.66
				12	交通安全対策特別交付金	0.05
				15	国庫支出金	13.90
				16	県支出金	5.86
				22	市債	7.34
小	計	25,123,931	61.71	小	計	38.29
歳入合計		40,710,000				

## Ⅱ 市 税 総 括



## Ⅱ 市税総括

### (1) 税目別の市税調定額（現年課税分）と構成割合

税目	年度			
	29 (当初予算)	28	27	26
市民税	9,466,218,000 45.78	9,609,914,201 45.91	9,764,666,901 46.64	9,798,384,901 46.56
個人	8,256,659,000 (39.93)	8,392,451,701 (40.10)	8,327,980,901 (39.78)	8,456,260,101 (40.18)
法人	1,209,559,000 (5.85)	1,217,462,500 (5.81)	1,436,686,000 (6.86)	1,342,124,800 (6.38)
固定資産税	8,812,505,000 42.62	8,875,672,500 42.41	8,766,045,000 41.87	8,821,011,100 41.91
固定資産税	8,745,991,000 (42.30)	8,809,158,400 (42.09)	8,701,466,500 (41.56)	8,756,010,500 (41.60)
国有資産等所在 市町村交付金	66,514,000 (0.32)	66,514,100 (0.32)	64,578,500 (0.31)	65,000,600 (0.31)
軽自動車税	260,258,000 1.26	253,428,700 1.21	209,858,400 1.00	203,142,200 0.97
市たばこ税	820,524,000 3.97	874,279,267 4.18	893,066,646 4.27	907,445,238 4.31
鉱産税	3,000 0.00	3,100 0.00	3,200 0.00	2,700 0.00
特別土地保有税	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
都市計画税	1,316,626,000 6.37	1,316,851,300 6.29	1,304,190,700 6.23	1,316,616,900 6.26
合 計	20,676,134,000 100.00	20,930,149,068 100.00	20,937,830,847 100.00	21,046,603,039 100.00

(単位：円・%)

税 目	調 定 額			
	25	24	23	22
市民税	9,754,320,267 46.58	9,800,290,835 47.01	9,621,345,161 45.09	9,717,700,501 45.45
個人	8,411,415,167 (40.17)	8,409,179,535 (40.34)	8,244,734,161 (38.64)	8,422,744,001 (39.39)
法人	1,342,905,100 (6.41)	1,391,111,300 (6.67)	1,376,611,000 (6.45)	1,294,956,500 (6.06)
固定資産税	8,741,226,300 41.74	8,712,426,300 41.79	9,315,063,000 43.66	9,343,825,600 43.70
固定資産税	8,676,985,400 (41.43)	8,643,210,000 (41.46)	9,245,217,300 (43.33)	9,272,811,800 (43.37)
国有資産等所在 市町村交付金	64,240,900 (0.31)	69,216,300 (0.33)	69,845,700 (0.33)	71,013,800 (0.33)
軽自動車税	193,796,900 0.93	187,959,200 0.90	183,295,000 0.86	178,654,300 0.84
市たばこ税	949,390,355 4.53	847,651,720 4.07	844,564,040 3.96	762,986,973 3.57
鉱産税	3,800 0.00	3,900 0.00	4,300 0.00	3,900 0.00
特別土地保有税	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
都市計画税	1,302,929,100 6.22	1,297,513,300 6.22	1,372,180,000 6.43	1,378,650,500 6.45
合 計	20,941,666,722 100.00	20,845,845,255 100.00	21,336,451,501 100.00	21,381,821,774 100.00

(2) 平成28年度 市税決算状況

税目 \ 区分	予算現額	調定額	収入済額
市民税	9,540,641,000	10,097,000,235	9,662,151,137
個人	8,348,662,000	8,867,234,174	8,445,246,720
現年課税分	8,207,887,000	8,392,451,701	8,298,342,415
滞納繰越分	140,775,000	474,782,473	146,904,305
法人	1,191,979,000	1,229,766,061	1,216,904,417
現年課税分	1,187,974,000	1,217,462,500	1,213,834,000
滞納繰越分	4,005,000	12,303,561	3,070,417
固定資産税	8,900,534,000	9,369,960,588	9,018,768,140
固定資産税	8,834,020,000	9,303,446,488	8,952,254,040
現年課税分	8,630,659,000	8,809,158,400	8,749,287,407
滞納繰越分	203,361,000	494,288,088	202,966,633
国有資産等所在 市町村交付金	66,514,000	66,514,100	66,514,100
軽自動車税	251,620,000	262,912,060	251,934,264
現年課税分	247,962,000	253,428,700	249,499,900
滞納繰越分	3,658,000	9,483,360	2,434,364
市たばこ税	869,257,000	874,279,267	874,279,267
鉱産税	3,000	3,100	3,100
特別土地保有税	1,200,000	15,722,000	8,000,000
現年課税分	0	0	0
滞納繰越分	1,200,000	15,722,000	8,000,000
都市計画税	1,327,879,000	1,390,740,313	1,338,242,002
現年課税分	1,300,135,000	1,316,851,300	1,307,901,388
滞納繰越分	27,744,000	73,889,013	30,340,614
合計	20,891,134,000	22,010,617,563	21,153,377,910

(単位：円・%)

税 目	区 分	収 入 率		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
		対 予 算	対 調 定		
市 民 税		101.27	95.69	55,977,677	378,871,421
	個 人	101.16	95.24	53,979,177	368,008,277
	現年課税分	101.10	98.88	0	94,109,286
	滞納繰越分	104.35	30.94	53,979,177	273,898,991
	法 人	102.09	98.95	1,998,500	10,863,144
	現年課税分	102.18	99.70	0	3,628,500
	滞納繰越分	76.66	24.96	1,998,500	7,234,644
固定資産税		101.33	96.25	14,131,900	337,060,548
	固定資産税	101.34	96.23	14,131,900	337,060,548
	現年課税分	101.37	99.32	53,850	59,817,143
	滞納繰越分	99.81	41.06	14,078,050	277,243,405
	国有資産等所在 市町村交付金	100.00	100.00	0	0
軽自動車税		100.12	95.82	1,230,700	9,747,096
	現年課税分	100.62	98.45	0	3,928,800
	滞納繰越分	66.55	25.67	1,230,700	5,818,296
市たばこ税		100.58	100.00	0	0
鉱 産 税		103.33	100.00	0	0
特別土地保有税		666.67	50.88	0	7,722,000
	現年課税分	—	—	0	0
	滞納繰越分	666.67	50.88	0	7,722,000
都市計画税		100.78	96.23	2,112,517	50,385,794
	現年課税分	100.60	99.32	8,050	8,941,862
	滞納繰越分	109.36	41.06	2,104,467	41,443,932
合 計		101.26	96.11	73,452,794	783,786,859

## (3) 市税年度別決算状況

(単位：円・%)

税目	年度	28				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,097,000,235	9,662,151,137	95.69	96.95	98.14
個人		8,867,234,174	8,445,246,720	95.24	98.92	100.47
現年課税分		8,392,451,701	8,298,342,415	98.88	100.77	100.98
滞納繰越分		474,782,473	146,904,305	30.94	74.68	78.17
法人		1,229,766,061	1,216,904,417	98.95	84.77	84.55
現年課税分		1,217,462,500	1,213,834,000	99.70	84.74	84.51
滞納繰越分		12,303,561	3,070,417	24.96	87.74	105.39
固定資産税		9,369,960,588	9,018,768,140	96.25	100.12	102.12
固定資産税		9,303,446,488	8,952,254,040	96.23	100.10	102.11
現年課税分		8,809,158,400	8,749,287,407	99.32	101.24	101.63
滞納繰越分		494,288,088	202,966,633	41.06	83.44	128.36
国有資産等所在 市町村交付金		66,514,100	66,514,100	100.00	103.00	103.00
軽自動車税		262,912,060	251,934,264	95.82	119.08	120.00
現年課税分		253,428,700	249,499,900	98.45	120.76	120.66
滞納繰越分		9,483,360	2,434,364	25.67	86.75	76.96
市たばこ税		874,279,267	874,279,267	100.00	97.90	97.90
鉱産税		3,100	3,100	100.00	96.88	96.88
特別土地保有税		15,722,000	8,000,000	50.88	74.51	148.77
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		15,722,000	8,000,000	50.88	74.51	148.77
都市計画税		1,390,740,313	1,338,242,002	96.23	99.43	101.81
現年課税分		1,316,851,300	1,307,901,388	99.32	100.97	101.36
滞納繰越分		73,889,013	30,340,614	41.06	78.16	125.78
合計		22,010,617,563	21,153,377,910	96.11	98.67	100.26
現年課税分		20,930,149,068	20,759,661,577	99.19	99.96	100.20
滞納繰越分		1,080,468,495	393,716,333	36.44	78.94	103.17

(単位：円・%)

税目	年度	27				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,414,431,663	9,845,069,325	94.53	98.29	99.59
個人		8,963,723,142	8,405,771,761	93.78	97.05	98.41
現年課税分		8,327,980,901	8,217,838,030	98.68	98.48	99.18
滞納繰越分		635,742,241	187,933,731	29.56	81.55	73.45
法人		1,450,708,521	1,439,297,564	99.21	106.69	107.13
現年課税分		1,436,686,000	1,436,384,200	99.98	107.05	107.27
滞納繰越分		14,022,521	2,913,364	20.78	79.32	65.25
固定資産税		9,358,429,101	8,831,434,757	94.37	98.56	99.53
固定資産税		9,293,850,601	8,766,856,257	94.33	98.55	99.53
現年課税分		8,701,466,500	8,608,729,839	98.93	99.38	99.66
滞納繰越分		592,384,101	158,126,418	26.69	87.86	93.14
国有資産等所在 市町村交付金		64,578,500	64,578,500	100.00	99.35	99.35
軽自動車税		220,790,460	209,944,032	95.09	102.60	103.43
現年課税分		209,858,400	206,780,800	98.53	103.31	103.57
滞納繰越分		10,932,060	3,163,232	28.94	90.63	95.31
市たばこ税		893,066,646	893,066,646	100.00	98.42	98.42
鉱産税		3,200	3,200	100.00	118.52	118.52
特別土地保有税		21,099,400	5,377,400	25.49	99.48	4,888.55
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		21,099,400	5,377,400	25.49	99.48	4,888.55
都市計画税		1,398,727,079	1,314,413,465	93.97	98.44	99.19
現年課税分		1,304,190,700	1,290,291,171	98.93	99.06	99.34
滞納繰越分		94,536,379	24,122,294	25.52	90.71	91.92
合計		22,306,547,549	21,099,308,825	94.59	98.46	99.55
現年課税分		20,937,830,847	20,717,672,386	98.95	99.48	99.92
滞納繰越分		1,368,716,702	381,636,439	27.88	85.07	83.00

(単位：円・%)

税目	年度	26				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,595,653,576	9,885,569,418	93.30	99.63	101.15
個人		9,235,851,402	8,542,013,065	92.49	99.64	101.35
現年課税分		8,456,260,101	8,286,131,314	97.99	100.53	100.67
滞納繰越分		779,591,301	255,881,751	32.82	90.92	129.75
法人		1,359,802,174	1,343,556,353	98.81	99.53	99.87
現年課税分		1,342,124,800	1,339,091,400	99.77	99.94	99.96
滞納繰越分		17,677,374	4,464,953	25.26	75.80	78.17
固定資産税		9,495,242,669	8,873,111,630	93.45	99.33	100.49
固定資産税		9,430,242,069	8,808,111,030	93.40	99.32	100.49
現年課税分		8,756,010,500	8,638,334,386	98.66	100.91	101.38
滞納繰越分		674,231,569	169,776,644	25.18	82.46	69.29
国有資産等所在 市町村交付金		65,000,600	65,000,600	100.00	101.18	101.18
軽自動車税		215,205,085	202,981,230	94.32	104.13	104.91
現年課税分		203,142,200	199,662,469	98.29	104.82	105.30
滞納繰越分		12,062,885	3,318,761	27.51	93.74	85.72
市たばこ税		907,445,238	907,445,238	100.00	95.58	95.58
鉱産税		2,700	2,700	100.00	71.05	71.05
特別土地保有税		21,209,400	110,000	0.52	97.83	23.40
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		21,209,400	110,000	0.52	97.83	23.40
都市計画税		1,420,834,942	1,325,165,168	93.27	99.40	100.59
現年課税分		1,316,616,900	1,298,922,271	98.66	101.05	101.52
滞納繰越分		104,218,042	26,242,897	25.18	82.36	69.21
合計		22,655,593,610	21,194,385,384	93.55	99.36	100.62
現年課税分		21,046,603,039	20,734,590,378	98.52	100.50	100.78
滞納繰越分		1,608,990,571	459,795,006	28.58	86.53	93.80

(単位：円・%)

税目	年度	25				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,635,087,707	9,773,371,625	91.90	98.97	99.80
個人		9,268,862,988	8,428,028,465	90.93	99.43	100.32
現年課税分		8,411,415,167	8,230,819,739	97.85	100.03	100.37
滞納繰越分		857,447,821	197,208,726	23.00	93.92	98.13
法人		1,366,224,719	1,345,343,160	98.47	95.93	96.67
現年課税分		1,342,905,100	1,339,631,000	99.76	96.53	96.99
滞納繰越分		23,319,619	5,712,160	24.50	70.62	54.37
固定資産税		9,558,904,297	8,829,699,177	92.37	98.31	99.78
固定資産税		9,494,663,397	8,765,458,277	92.32	98.35	99.84
現年課税分		8,676,985,400	8,520,436,329	98.20	100.39	100.61
滞納繰越分		817,677,997	245,021,948	29.97	80.91	78.83
国有資産等所在 市町村交付金		64,240,900	64,240,900	100.00	92.81	92.81
軽自動車税		206,664,969	193,478,666	93.62	103.17	103.87
現年課税分		193,796,900	189,607,000	97.84	103.11	103.50
滞納繰越分		12,868,069	3,871,666	30.09	104.07	126.04
市たばこ税		949,390,355	949,390,355	100.00	112.00	112.00
鉱産税		3,800	3,800	100.00	97.44	97.44
特別土地保有税		21,679,400	470,000	2.17	37.24	146.88
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		21,679,400	470,000	2.17	37.24	146.88
都市計画税		1,429,467,771	1,317,338,412	92.16	98.45	99.95
現年課税分		1,302,929,100	1,279,421,818	98.20	100.42	100.64
滞納繰越分		126,538,671	37,916,594	29.96	81.90	81.26
合計		22,801,198,299	21,063,752,035	92.38	99.02	100.33
現年課税分		20,941,666,722	20,573,550,941	98.24	100.46	100.74
滞納繰越分		1,859,531,577	490,201,094	26.36	85.24	85.65



(単位：円・%)

税目	年度	24				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,746,275,592	9,792,930,448	91.13	101.71	102.24
個人		9,322,144,487	8,401,250,370	90.12	101.80	102.40
現年課税分		8,409,179,535	8,200,289,845	97.52	101.99	102.17
滞納繰越分		912,964,952	200,960,525	22.01	100.02	112.78
法人		1,424,131,105	1,391,680,078	97.72	101.12	101.33
現年課税分		1,391,111,300	1,381,173,700	99.29	101.05	100.98
滞納繰越分		33,019,805	10,506,378	31.82	103.98	185.96
固定資産税		9,722,967,834	8,848,733,006	91.01	93.97	95.19
固定資産税		9,653,751,534	8,779,516,706	90.94	93.94	95.16
現年課税分		8,643,210,000	8,468,685,543	97.98	93.49	93.82
滞納繰越分		1,010,541,534	310,831,163	30.76	97.99	156.07
国有資産等所在 市町村交付金		69,216,300	69,216,300	100.00	99.10	99.10
軽自動車税		200,324,432	186,267,644	92.98	102.58	102.39
現年課税分		187,959,200	183,195,800	97.47	102.54	102.59
滞納繰越分		12,365,232	3,071,844	24.84	103.20	91.84
市たばこ税		847,651,720	847,651,720	100.00	100.37	100.37
鉱産税		3,900	3,900	100.00	90.70	90.70
特別土地保有税		58,218,600	320,000	0.55	100.00	—
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		58,218,600	320,000	0.55	100.00	—
都市計画税		1,452,021,586	1,317,973,263	90.77	94.88	96.24
現年課税分		1,297,513,300	1,271,313,797	97.98	94.56	94.89
滞納繰越分		154,508,286	46,659,466	30.20	97.64	157.21
合計		23,027,463,664	20,993,879,981	91.17	97.82	98.70
現年課税分		20,845,845,255	20,421,530,605	97.96	97.70	97.93
滞納繰越分		2,181,618,409	572,349,376	26.24	98.97	137.58

(単位：円・%)

税目	年度	23				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,565,910,414	9,577,957,864	90.65	99.52	99.34
個人		9,157,544,772	8,204,568,822	89.59	98.52	98.21
現年課税分		8,244,734,161	8,026,388,088	97.35	97.89	98.06
滞納繰越分		912,810,611	178,180,734	19.52	104.62	105.82
法人		1,408,365,642	1,373,389,042	97.52	106.58	106.62
現年課税分		1,376,611,000	1,367,739,142	99.36	106.31	106.55
滞納繰越分		31,754,642	5,649,900	17.79	120.09	125.00
固定資産税		10,346,370,033	9,295,768,836	89.85	100.31	100.48
固定資産税		10,276,524,333	9,225,923,136	89.78	100.33	100.49
現年課税分		9,245,217,300	9,026,765,338	97.64	99.70	99.77
滞納繰越分		1,031,307,033	199,157,798	19.31	106.31	149.56
国有資産等所在 市町村交付金		69,845,700	69,845,700	100.00	98.36	98.36
軽自動車税		195,276,622	181,918,656	93.16	103.07	103.01
現年課税分		183,295,000	178,573,701	97.42	102.60	102.73
滞納繰越分		11,981,622	3,344,955	27.92	110.91	120.61
市たばこ税		844,564,040	844,564,040	100.00	110.69	110.69
鉱産税		4,300	4,300	100.00	110.26	110.26
特別土地保有税		58,218,600	0	0.00	87.69	—
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		58,218,600	0	0.00	87.69	—
都市計画税		1,530,424,310	1,369,437,280	89.48	100.08	100.25
現年課税分		1,372,180,000	1,339,757,245	97.64	99.53	99.60
滞納繰越分		158,244,310	29,680,035	18.76	105.09	142.72
合計		23,540,768,319	21,269,650,976	90.35	100.26	100.33
現年課税分		21,336,451,501	20,853,637,554	97.74	99.79	99.92
滞納繰越分		2,204,316,818	416,013,422	18.87	105.13	126.21

(単位：円・%)

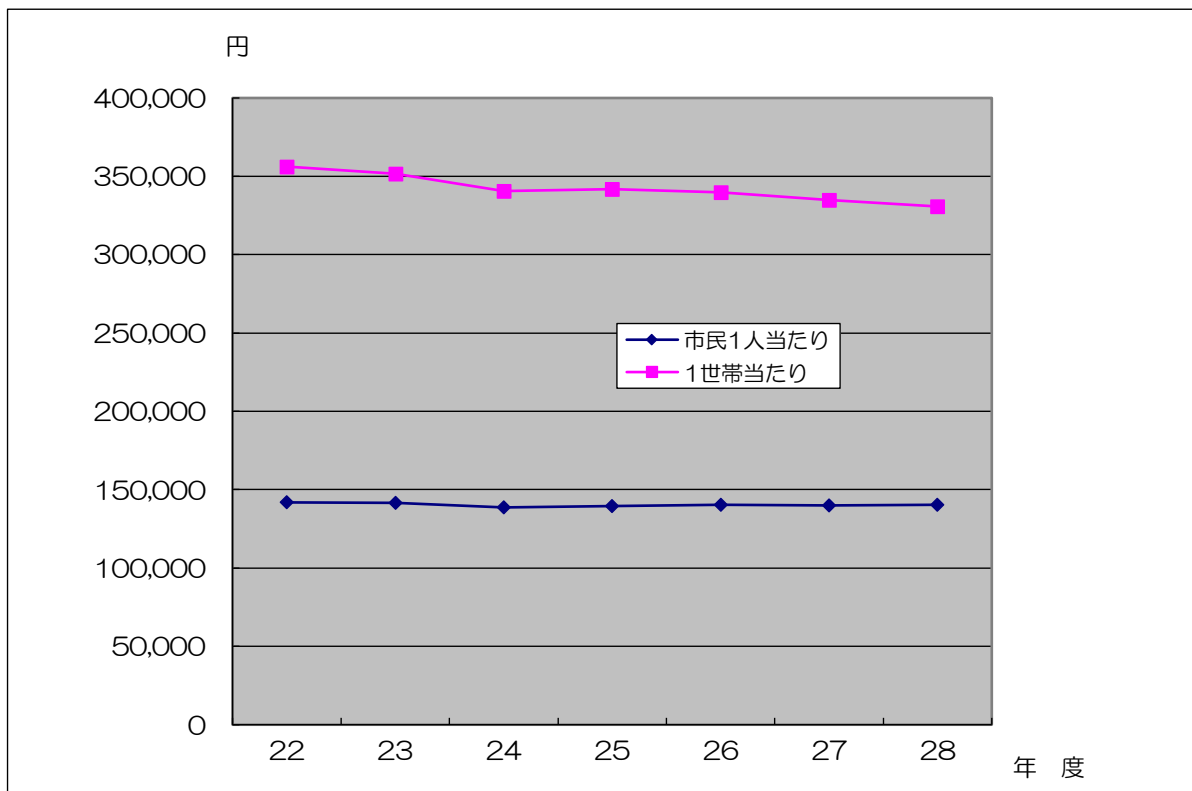
税目	年度	22				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,616,614,743	9,642,035,040	90.82	94.81	94.28
個人		9,295,214,947	8,353,858,986	89.87	92.36	91.56
現年課税分		8,422,744,001	8,185,484,326	97.18	91.23	91.36
滞納繰越分		872,470,946	168,374,660	19.30	104.81	102.84
法人		1,321,399,796	1,288,176,054	97.49	116.66	116.78
現年課税分		1,294,956,500	1,283,656,100	99.13	117.14	116.78
滞納繰越分		26,443,296	4,519,954	17.09	96.88	114.88
固定資産税		10,313,958,145	9,251,802,328	89.70	99.34	98.97
固定資産税		10,242,944,345	9,180,788,528	89.63	99.36	98.99
現年課税分		9,272,811,800	9,047,625,802	97.57	99.41	99.22
滞納繰越分		970,132,545	133,162,726	13.73	98.81	85.46
国有資産等所在 市町村交付金		71,013,800	71,013,800	100.00	97.03	97.03
軽自動車税		189,457,373	176,608,552	93.22	103.07	102.83
現年課税分		178,654,300	173,835,101	97.30	103.07	102.87
滞納繰越分		10,803,073	2,773,451	25.67	103.19	100.46
市たばこ税		762,986,973	762,986,973	100.00	108.19	108.19
鉱産税		3,900	3,900	100.00	95.12	95.12
特別土地保有税		66,388,600	0	0.00	55.35	0.00
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		66,388,600	0	0.00	53.35	0.00
都市計画税		1,529,228,119	1,365,966,134	89.32	98.89	98.62
現年課税分		1,378,650,500	1,345,170,603	97.57	99.06	98.87
滞納繰越分		150,577,619	20,795,531	13.81	97.33	84.73
合計		23,478,637,853	21,199,402,927	90.29	97.26	97.08
現年課税分		21,381,821,774	20,869,776,605	97.61	97.15	97.13
滞納繰越分		2,096,816,079	329,626,322	15.72	98.39	93.56

(4) 市税負担状況の推移

(単位：円・人・世帯)

区分 年度	市税調定額合計 (現年課税分)	市民1人当たり	1世帯当たり	人 口	世 帯 数
22	21,381,821,774	141,881	356,203	150,703	60,027
23	21,336,451,501	141,569	351,512	150,714	60,699
24	20,845,845,255	138,671	340,407	150,326	61,238
25	20,941,666,722	139,539	341,882	150,077	61,254
26	21,046,603,039	140,393	339,719	149,912	61,953
27	20,937,830,847	139,967	334,748	149,591	62,548
28	20,930,149,068	140,196	330,749	149,292	63,281

※ 人口と世帯数は4月1日現在

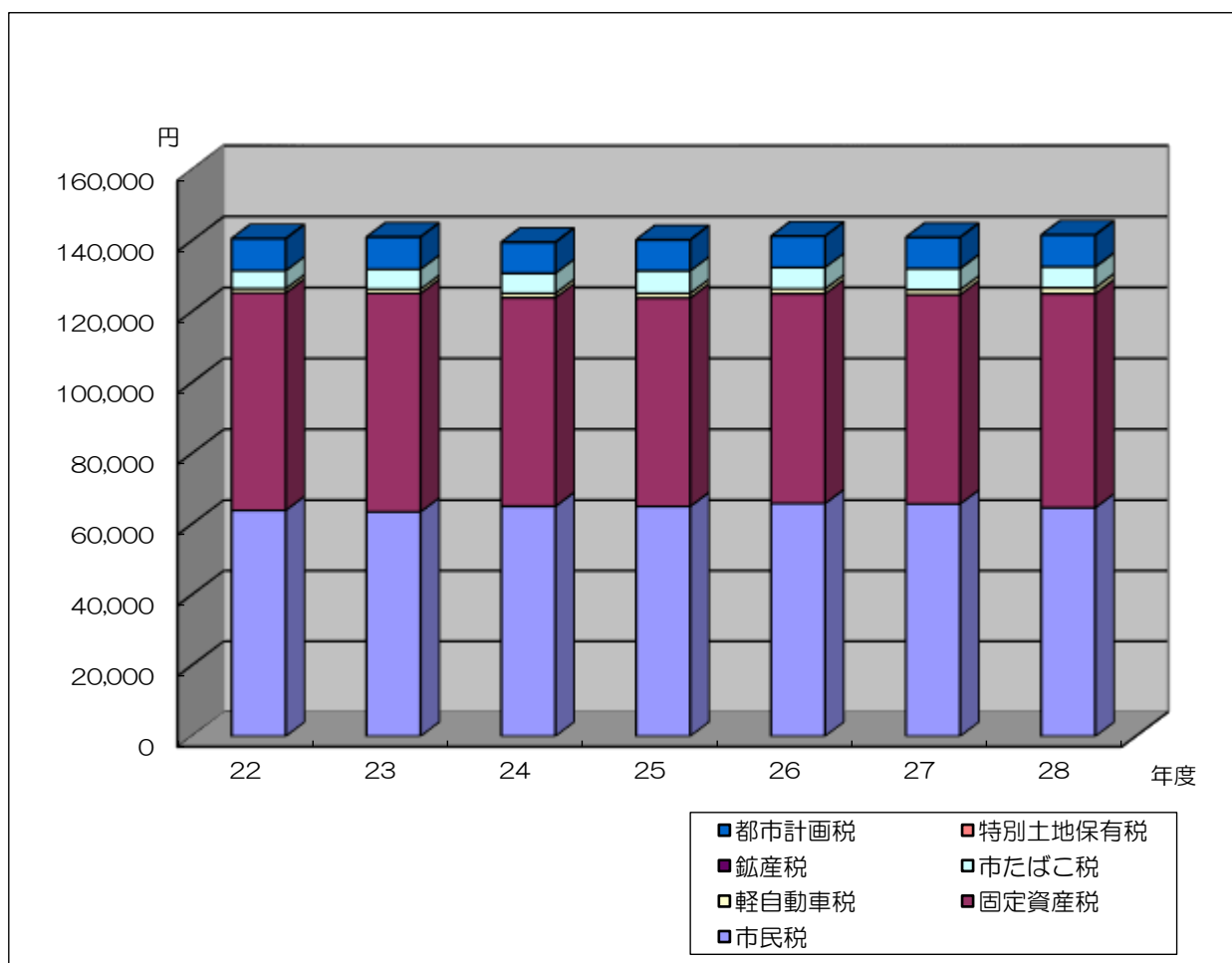


(5) 市税税目別納税状況の推移（市民1人当たり）

（単位：円）

税目	市 民 1 人 当 た り の 納 税 額						
	22	23	24	25	26	27	28
市民税	63,980	63,551	65,145	65,122	65,942	65,813	64,720
固定資産税	61,391	61,678	58,864	58,834	59,189	59,037	60,410
軽自動車税	1,172	1,207	1,239	1,289	1,354	1,403	1,688
市たばこ税	5,063	5,604	5,639	6,326	6,053	5,970	5,856
鉱産税	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	2	3	0	36	53
都市計画税	9,064	9,086	8,767	8,778	8,840	8,787	8,964
合 計	140,670	141,126	139,656	140,352	141,378	141,046	141,691

※ 各年度決算における収入済額（滞納繰越分を含む。）及び4月1日現在人口数をもとに算出

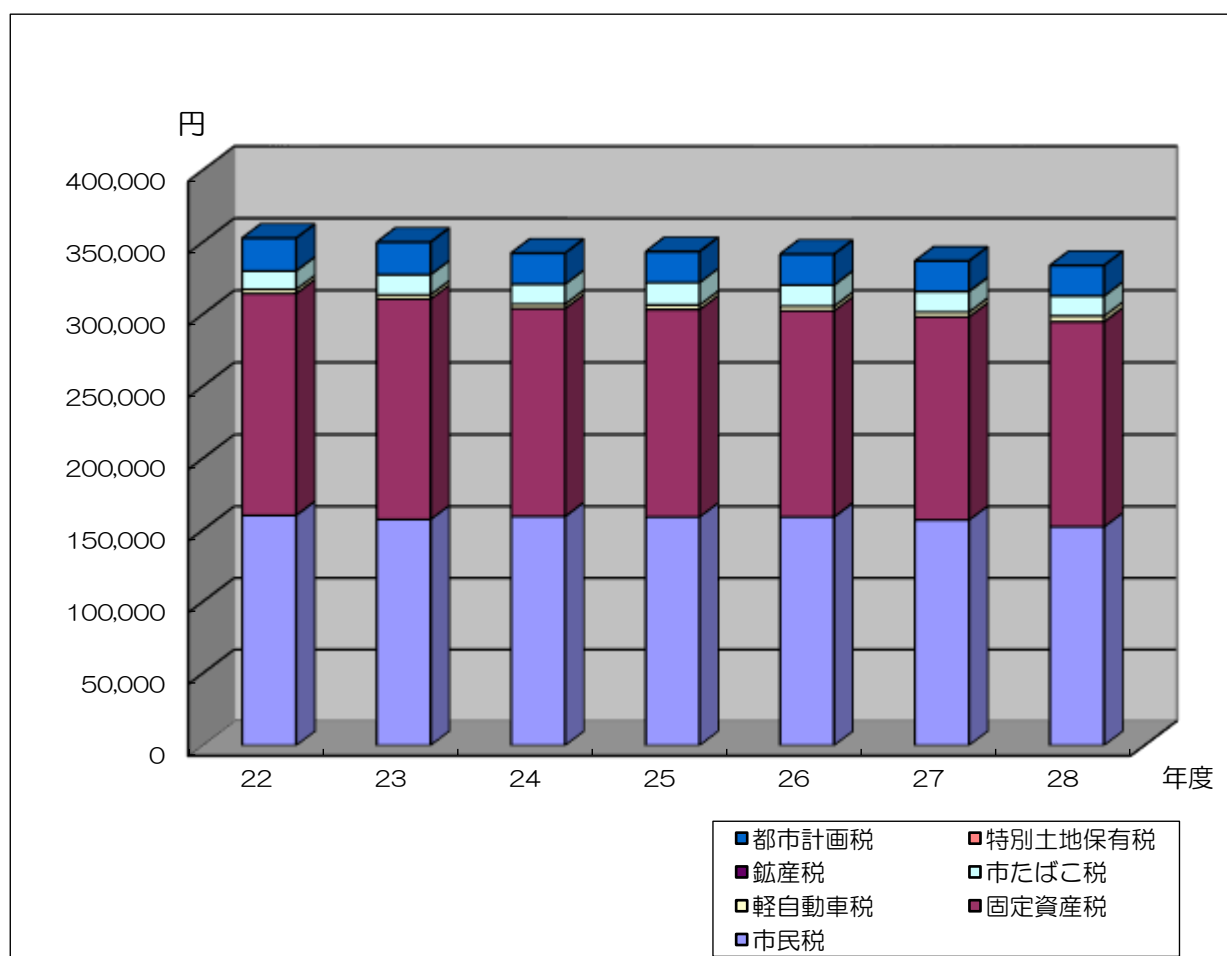


(6) 市税税目別納税状況の推移（1世帯当たり）

(単位：円)

税目	1世帯当たりの納税額						
	22	23	24	25	26	27	28
市民税	160,628	157,794	159,916	159,555	159,566	157,400	152,686
固定資産税	154,127	153,145	144,497	144,149	143,223	141,195	142,519
軽自動車税	2,942	2,997	3,042	3,159	3,276	3,357	3,981
市たばこ税	12,711	13,914	13,842	15,499	14,647	14,278	13,816
鉱産税	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	5	8	2	86	126
都市計画税	22,756	22,561	21,522	21,506	21,390	21,014	21,148
合計	353,164	350,411	342,824	343,876	342,104	337,330	334,276

※ 各年度決算における収入済額（滞納繰越分を含む。）及び4月1日現在世帯数をもとに算出



## 埼玉県租税教育推進協議会会長賞

「税金が存在する理由」

黒須中学校 3年 長田春日

## 所沢税務署管内税務連絡協議会会長賞

「人命か財政か」

豊岡中学校 3年 八乙女まりな

(平成29年度 税に関する作文 優秀作品より)



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

# III 市 民 税



### Ⅲ 市民税

#### 1 個人市民税

個人住民税は地方税の性格を最もよく表している税金で、わたしたちの日常生活に直接結びついた身近な市と県の仕事の資金となります。市民税と県民税を合わせて市に納税していただき、県民税分は市から県へ送金しています。個人住民税の主な内訳は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割から構成されています。均等割の税額は、市民税3,500円、県民税1,500円、合計5,000円です。内、市民税500円、県民税500円が東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置により、平成26年度から（平成35年度まで）加算されています。所得割の税率は、市民税6%、県民税4%、合計10%です。

#### (1) 個人の市民税調定額と納税義務者数《現年課税分》

(単位：人・%・千円)

区分	年	納税義務者数		調定額			
		前年度対比	均等割額	所得割額	計	前年度対比	
普通徴収	22	33,132	96.64	101,894	2,274,609	2,376,503	82.35
	23	33,203	100.21	99,610	2,212,716	2,312,326	97.30
	24	33,442	100.72	100,327	2,200,264	2,300,591	99.49
	25	33,172	99.19	99,519	2,217,912	2,317,431	100.73
	26	32,934	99.28	111,970	2,246,992	2,358,962	101.79
	27	27,722	84.17	94,133	1,777,765	1,871,898	79.35
	28	27,449	99.02	95,829	1,718,538	1,814,367	96.93
特別徴収	22	38,780	99.51	113,832	5,932,409	6,046,241	95.27
	23	38,946	100.43	116,835	5,815,573	5,932,408	98.12
	24	38,800	99.63	116,397	5,992,192	6,108,589	102.97
	25	39,312	101.32	117,933	5,976,051	6,093,984	99.76
	26	40,149	102.13	140,515	5,956,783	6,097,298	100.05
	27	45,586	113.54	159,544	6,296,539	6,456,083	105.88
	28	46,658	102.35	163,296	6,414,789	6,578,085	101.89
合計	22	71,912	98.17	215,726	8,207,018	8,422,744	91.23
	23	72,149	100.33	216,445	8,028,289	8,244,734	97.89
	24	72,242	100.13	216,724	8,192,456	8,409,180	101.99
	25	72,484	100.33	217,452	8,193,963	8,411,415	100.03
	26	73,083	100.83	252,485	8,203,775	8,456,260	100.53
	27	73,308	100.31	253,677	8,074,304	8,327,981	98.48
	28	74,107	101.09	259,125	8,133,327	8,392,452	100.77

個人市民税の均等割額の推移を見ると、平成23年度以降は、リーマンショックによる影響から雇用情勢も徐々に回復を見せ若干の回復をしております。平成26年度については、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置により大幅に増加し、平成27年度以降についても、納税義務者の増加と連動して引き続き増加しております。

一方、所得割額の推移を見ると、リーマンショックに端を発した世界的な金融危機による景気後退の影響を受けて、平成23年度まで減少となっています。平成24年度は子ども手当等の創設に伴う扶養控除の見直し等を受け増加に転じており、平成25年度、平成26年度も雇用情勢の回復や株式市場の活性化等を受け若干の増加が見られます。ただし、平成27年度については、再び減少に転じ、平成28年度は増加と不安定さが見られます。

今後、均等割額は少子高齢化に伴う稼働年齢人口の減少に連動した減少傾向が危惧されるため、雇用の回復傾向を反映しても大幅に増加することは期待し難いものがあります。所得割額については、近年の雇用情勢の回復が本格化し賃上げやボーナスの増加へと広がり、所得割額の増加へつながることを期待するところですが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の不確定要素も相まって、予断を許さないものと思われまます。

(2) 平成29年度 個人の市民税所得区分別納税義務者数と税額に関する調

(単位：人・千円)

区 分	納税義務者数	均等割額	所得割額	うち均等割のみを納める者	
				納税義務者数	均等割額
給与所得者	56,982	199,437	6,646,429	2,310	8,085
営業等所得者	3,012	10,542	338,400	321	1,124
農業所得者	38	133	5,083	8	28
その他の所得者	14,395	50,383	1,070,218	1,972	6,902
合 計	74,427	260,495	8,060,130	4,611	16,139

資料：平成29年度 市町村税課税状況等の調（平成29年7月1日現在）

(3) 平成29年度 市民税の特別徴収義務者数と税額に関する調

(単位：人・千円)

特別徴収義務者数	納 税 義 務 者 数		特 別 徴 収 税 額		
		うち均等割のみ	均等割額	所得割額	合 計
14,595	60,670	3,154	203,422	6,441,711	6,645,133
(8)	(12,894)	(1,666)	(36,418)	(480,468)	(516,886)

資料：平成29年度 市町村税課税状況等の調（平成29年7月1日現在）

※（ ）内は、年金特別徴収に係る数値

(4) 個人市民税特別徴収義務者数・納税義務者数と特別徴収税額

(単位：人・千円)

区 分 年 度	特別徴収義務者数	納税義務者数	特別徴収税額
22	11,364	38,780	6,046,241
23	11,312	38,946	5,932,408
24	11,329	38,800	6,108,589
25	11,573	39,312	6,093,984
26	11,935	40,149	6,097,298
27	14,037	45,586	6,456,083
28	14,441	46,658	6,578,085

※平成27年度以降の特別徴収義務者数については、システム変更に伴い、算出方法が異なっております。

(5) 個人市民税の年度別納税義務者数

(単位：人・%)

年 度 区 分	28		27		26	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市民税合計	74,107	100.00	73,308	100.00	73,083	100.00
均等割のみ	4,649	6.27	4,600	6.27	4,470	6.12
均等割と所得割	69,458	93.73	68,708	93.73	68,613	93.88
普通徴収	27,449	37.04	27,722	37.82	32,934	45.06
均等割のみ	3,265	4.41	3,198	4.36	3,547	4.85
均等割と所得割	24,184	32.63	24,524	33.46	29,387	40.21
特別徴収	46,658	62.96	45,586	62.18	40,149	54.94
均等割のみ	1,384	1.87	1,402	1.91	923	1.26
均等割と所得割	45,274	61.09	44,184	60.27	39,226	53.68
特別徴収義務者	14,441		14,037		11,935	

25		24		23		22	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
72,484	100.00	72,242	100.00	72,149	100.00	71,912	100.00
4,174	5.76	4,294	5.94	4,213	5.84	4,185	5.82
68,310	94.24	67,948	94.06	67,936	94.16	67,727	94.18
33,172	45.76	33,442	46.29	33,203	46.02	33,132	46.07
3,378	4.66	3,538	4.90	3,383	4.69	3,349	4.66
29,794	41.10	29,904	41.39	29,820	41.33	29,783	41.41
39,312	54.24	38,800	53.71	38,946	53.98	38,780	53.93
796	1.10	756	1.05	830	1.15	836	1.16
38,516	53.14	38,044	52.66	38,116	52.83	37,944	52.77
11,573		11,329		11,312		11,364	

※平成27年度以降の特別徴収義務者数については、システム変更に伴い、算出方法が異なります。

## (6) 個人の市民税所得区分別課税状況

(単位：人・千円)

年 度	区 分	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
		納 税 義務者数	均等割額	納 税 義務者数	所得割額	延べ納税 義務者数	税 額
21		73,255	219,727	69,318	9,012,375	142,573	9,232,102
22		71,912	215,726	67,727	8,207,018	139,639	8,422,744
23		72,149	216,445	67,936	8,028,289	140,085	8,244,734
24		72,242	216,724	67,948	8,192,456	140,190	8,409,180
25		72,484	217,452	68,310	8,193,964	140,794	8,411,416
26		73,083	252,486	68,613	8,203,776	141,696	8,456,262
27		73,308	253,677	68,708	8,074,304	142,016	8,327,981
内 訳	給与所得者	56,276	194,069	53,945	6,648,094	110,221	6,842,163
	営業等所得者	3,112	10,890	2,746	344,891	5,858	355,781
	農業所得者	33	115	26	2,583	59	2,698
	その他の所得者	13,887	48,603	11,991	1,007,219	25,878	1,055,822
	退職所得者				71,517		71,517
28		74,107	259,125	69,458	8,133,327	143,565	8,392,452
内 訳	給与所得者	56,639	198,025	54,345	6,672,311	110,984	6,870,336
	営業等所得者	3,148	11,015	2,773	348,530	5,921	359,545
	農業所得者	37	129	33	4,974	70	5,103
	その他の所得者	14,283	49,956	12,307	1,025,238	26,590	1,075,194
	退職所得者				82,274		82,274

## 2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人にかかる税金で、資本金等の額と従業員数に応じて課税される均等割と、法人の収益に応じて算出された法人税額をもとに課税される法人税割からなり、以下のとおり法人市民税が課税されます。税率は51ページの税率表のとおり定められています。

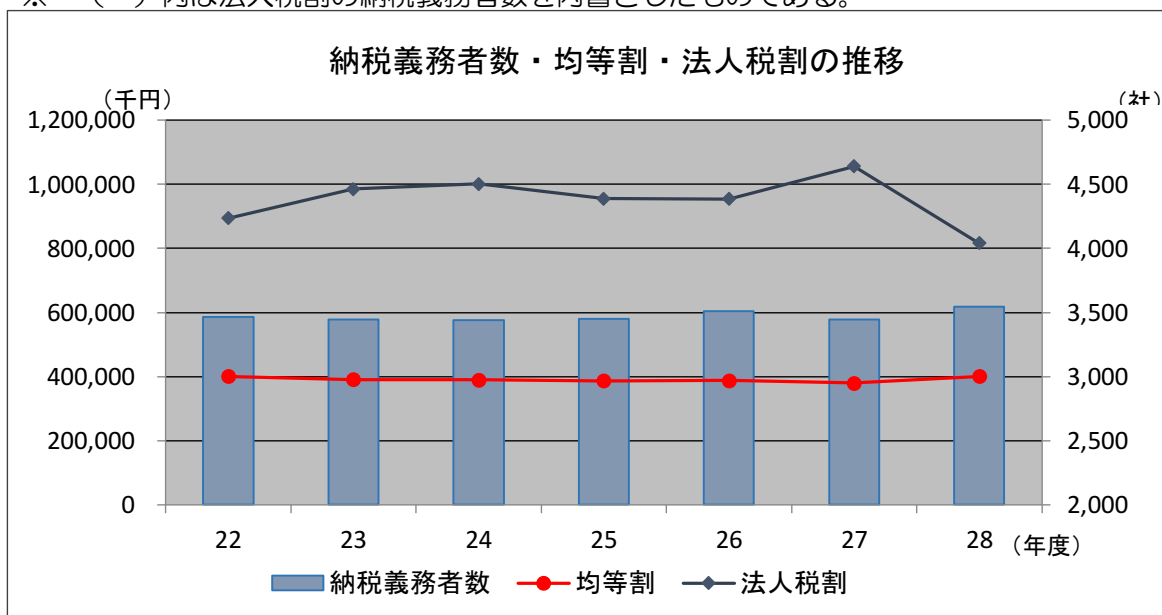
- ① 市内に事務所又は事業所を有する法人：均等割と法人税割
- ② 市内に寮等を有する法人で市内に事務所や事業所を有しない法人：均等割
- ③ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所や事業所を有するもの：法人税割

### (1) 法人市民税調定額と納税義務者数<<現年課税分>>

(単位：社・%・千円)

年度	納税義務者数		調定額			
		前年度対比	均等割	法人税割	計	前年度対比
22	3,464 (1,141)	100.43	401,028	893,928	1,294,956	117.14
23	3,446 (1,202)	99.48	391,402	985,208	1,376,610	106.31
24	3,441 (1,240)	99.85	389,549	1,001,561	1,391,110	101.05
25	3,451 (1,328)	100.29	387,216	955,689	1,342,905	96.53
26	3,508 (1,405)	101.65	387,619	954,506	1,342,125	99.94
27	3,447 (1,413)	98.26	380,330	1,056,356	1,436,686	107.05
28	3,544 (1,501)	102.81	400,878	816,585	1,217,463	84.74

※ ( ) 内は法人税割の納税義務者数を内書きしたものである。



均等割額は、納税義務者数に応じて調定額が推移するため、景気の影響が少ないことから大きな増減はないことが伺えます。一方、法人税割額は、景気の動向に連動する形で調定額が推移します。平成23年度は、リーマン・ショックからの回復傾向が見られ、増額となりました。平成24年度は、エコカー補助金、家電エコポイントの終了や円高などのマイナス要因もあり横ばいへと転じ、平成25年度は前年度比4%余りの減収となっています。平成26年度は、ほぼ横ばいで推移し、平成27年度の調定額は増額となりましたが、これは不動産取引業の一法人から約1億4,500万円の確定申告があったことによるものです。平成28年度に減額となった要因としては、平成26年10月から始まる事業年度から法人税割の税率が2.6%引き下げられたこと、また、平成27年4月から始まる事業年度から法人税割の課税標準となる法人税(国税)の税率が1.6%引き下げられたことが影響しています。

## (2) 均等割の税率区分別調定額と納税義務者数

(単位：社・円)

区 分		年 度		
		28	27	26
1号	納税義務者数	2,542	2,482	2,547
	調定額	122,460,300	118,694,300	121,186,900
2号	納税義務者数	17	22	22
	調定額	2,255,000	2,530,000	2,215,000
3号	納税義務者数	469	446	442
	調定額	59,452,700	54,696,500	54,618,500
4号	納税義務者数	52	53	56
	調定額	8,020,000	8,120,000	8,010,000
5号	納税義務者数	191	185	186
	調定額	28,867,600	26,780,700	27,695,700
6号	納税義務者数	33	29	30
	調定額	14,608,300	10,500,000	11,959,900
7号	納税義務者数	203	197	190
	調定額	76,032,300	72,458,200	72,933,300
8号	納税義務者数	13	11	13
	調定額	21,761,600	19,250,000	23,000,000
9号	納税義務者数	24	22	22
	調定額	67,420,000	67,300,000	66,000,000
合計	納税義務者数	3,544	3,447	3,508
	調定額	400,877,800	380,329,700	387,619,300

	25	24	23	22
1号	2,497	2,488	2,481	2,473
	117,891,500	118,924,200	117,466,000	116,929,700
2号	18	20	18	19
	2,015,000	2,110,000	2,160,000	2,278,400
3号	456	458	464	479
	56,459,100	57,701,000	58,206,700	60,380,000
4号	52	49	51	51
	8,007,500	7,270,000	7,685,000	7,620,000
5号	175	179	185	189
	26,679,400	27,379,200	28,133,600	27,321,800
6号	25	27	30	28
	11,000,000	9,925,000	12,668,300	11,200,000
7号	193	185	181	189
	73,743,100	72,802,600	72,148,000	72,428,100
8号	13	14	13	14
	22,750,000	26,687,500	21,875,000	25,170,000
9号	22	21	23	22
	68,670,000	66,750,000	71,060,000	77,700,000
合計	3,451	3,441	3,446	3,464
	387,215,600	389,549,500	391,402,600	401,028,000

(3) 法人税割の産業分類別調定額と納税義務者数

(単位：社・円)

区 分		年 度			
		28	27	26	
A	農 業	義務者数	36	35	34
		調定額	1,358,200	1,436,100	824,800
B	林 業	義務者数	0	0	0
		調定額	0	0	0
C	漁 業	義務者数	0	0	0
		調定額	0	0	0
D	鉱 業	義務者数	1	1	2
		調定額	0	0	0
E	建設業	義務者数	560	546	551
		調定額	49,865,100	45,566,800	43,625,000
F	製造業	義務者数	558	546	591
		調定額	281,599,700	392,185,900	332,578,900
G	電気・ガス・熱供給・水道業	義務者数	7	7	7
		調定額	9,777,000	5,794,800	10,972,400
H	運輸・通信業	義務者数	220	211	155
		調定額	56,443,500	50,352,800	51,527,100
I	卸売・小売業、飲食店	義務者数	1,116	1,115	1,143
		調定額	215,941,600	222,979,800	283,132,300
J	金融・保険業	義務者数	38	37	39
		調定額	60,629,400	66,836,100	77,598,700
K	不動産業	義務者数	245	236	216
		調定額	33,686,500	167,156,300	20,001,000
L	サービス業	義務者数	758	708	766
		調定額	107,186,700	103,928,500	134,160,800
M	公 務	義務者数	5	5	4
		調定額	97,000	119,200	84,500
合 計		義務者数	3,544	3,447	3,508
		調定額	816,584,700	1,056,356,300	954,505,500

	25	24	23	22
A	34 726,400	33 767,200	33 939,400	34 941,500
B	0 0	0 0	0 0	0 0
C	0 0	0 0	0 0	0 0
D	2 0	2 38,800	1 0	2 32,200
E	524 30,499,800	526 15,925,800	526 16,573,700	541 22,637,100
F	585 418,829,200	588 316,976,700	607 386,987,900	613 363,147,900
G	8 12,349,700	9 18,073,600	8 8,068,800	7 7,609,600
H	146 36,748,700	150 58,826,600	159 51,950,900	156 40,858,700
I	1,124 243,742,300	1,111 335,924,800	1,121 302,604,400	1,118 233,242,600
J	38 55,462,500	39 76,986,500	35 52,792,000	38 85,445,800
K	218 35,141,700	214 18,841,800	215 18,659,900	223 14,981,800
L	768 122,069,800	765 158,555,000	736 146,289,900	727 124,429,600
M	4 119,400	4 645,000	5 341,500	5 601,700
合計	3,451 955,689,500	3,441 1,001,561,800	3,446 985,208,400	3,464 893,928,500

## IV 固定資産税等



## IV 固定資産税等

### 1 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、市内にある固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に、その固定資産の価格をもとに課税される税金です。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。こうして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、次の評価替えまでの3年間は、その価格を据え置きます。ただし、地目の変換のあった土地や新增築された家屋等については、新たに評価を行い価格を決定します。また、地価の下落が認められる場合については、据置年度であっても価格を修正することができる特例措置が設けられています。償却資産については、所有者から1月1日現在の償却資産の状況を申告していただき、それに基づき、毎年評価して価格を決定しています。その価格からそれぞれの年度の課税標準額を算定し、これに税率（1.4/100）を乗じて税額を求めます。

#### (1) 固定資産税資産別納税義務者数<<現年課税分>>

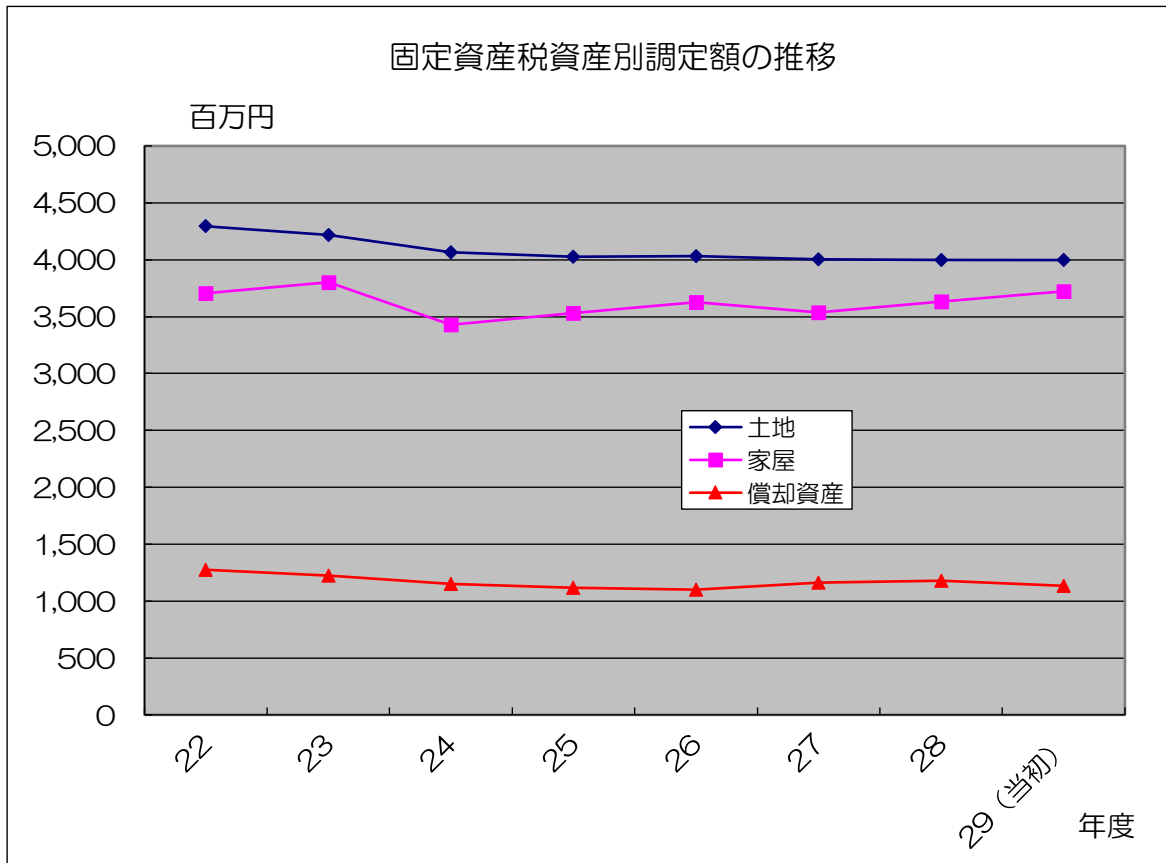
(単位：人・%)

区 分 年 度	納 税 義 務 者 数				前年度対比
	土 地	家 屋	償却資産	合 計	
22	46,495	45,612	1,448	53,882	101.06
23	46,952	46,097	1,431	54,343	100.86
24	47,373	46,425	1,460	54,759	100.77
25	47,861	46,916	1,472	55,212	100.83
26	48,280	47,315	1,469	55,610	100.72
27	48,678	47,692	1,482	55,945	100.60
28	49,044	48,063	1,598	56,289	100.61
29(当初)	49,315	48,320	1,588	56,475	100.33

#### (2) 固定資産税資産別調定額<<現年課税分>>

(単位：千円・%)

区 分 年 度	調 定 額				前年度対比
	土 地	家 屋	償却資産	合 計	
22	4,293,801	3,703,951	1,275,059	9,272,811	99.41
23	4,218,482	3,802,443	1,224,292	9,245,217	99.70
24	4,062,696	3,428,424	1,152,090	8,643,210	93.49
25	4,026,647	3,530,984	1,119,354	8,676,985	100.39
26	4,030,505	3,625,390	1,100,115	8,756,010	100.91
27	4,005,016	3,533,740	1,162,710	8,701,466	99.38
28	3,999,179	3,632,178	1,177,802	8,809,159	101.24
29(当初)	3,996,874	3,720,900	1,133,859	8,851,633	100.48



市税のうち、固定資産税は、不動産等の財産を課税対象としているため、労働人口や所得等に左右されることがなく、その性質上、比較的安定している税といえます。

### (3) 固定資産課税台帳縦覧者及び閲覧者数

(単位：件・%)

年度 区分	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	143 (1)	179 (5)	194 (2)	192 (4)	213 (5)	203 (5)	220 (3)	227 (7)
前年度対比	92.26	125.17	108.38	98.97	110.94	95.31	108.37	103.18

※ ( ) 内は縦覧者数

## (4) 土地の筆数（法定免税点以上）

(単位：筆・%)

地目区分		29		28		27	
		筆数	構成比	筆数	構成比	筆数	構成比
田	一般田	36	0.04	36	0.04	36	0.04
	宅地介在田等	5	0.01	6	0.01	6	0.01
畑	一般畑	7,314	8.69	7,353	8.79	7,379	8.87
	宅地介在畑等	971	1.15	1,030	1.23	1,086	1.30
宅地	小規模住宅用地	45,456	53.99	44,995	53.78	44,501	53.47
	一般住宅用地	13,579	16.13	13,517	16.16	13,532	16.26
	非住宅用地	6,270	7.45	6,148	7.35	6,208	7.46
山林	一般山林	2,080	2.47	2,101	2.51	2,122	2.55
	宅地介在山林等	334	0.40	342	0.41	345	0.41
原野		1	0.00	2	0.00	2	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	189	0.22	189	0.23	188	0.23
	鉄軌道用地	804	0.95	810	0.97	810	0.97
	その他の雑種地	7,158	8.50	7,139	8.53	7,016	8.43
合計		84,197	100.00	83,668	100.00	83,231	100.00

地目区分		26		25		24	
		筆数	構成比	筆数	構成比	筆数	構成比
田	一般田	37	0.04	39	0.05	40	0.05
	宅地介在田等	6	0.01	7	0.01	6	0.01
畑	一般畑	7,412	8.94	7,446	9.05	7,474	9.13
	宅地介在畑等	1,121	1.35	1,173	1.43	1,211	1.48
宅地	小規模住宅用地	44,017	53.12	43,548	52.91	42,998	52.51
	一般住宅用地	13,558	16.36	13,463	16.36	13,474	16.46
	非住宅用地	6,176	7.45	6,096	7.41	6,067	7.41
山林	一般山林	2,149	2.59	2,164	2.63	2,197	2.68
	宅地介在山林等	347	0.42	352	0.43	353	0.43
原野		2	0.00	2	0.00	2	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	188	0.23	187	0.23	187	0.23
	鉄軌道用地	827	1.00	832	1.01	848	1.04
	その他の雑種地	7,029	8.48	7,001	8.51	7,026	8.58
合計		82,869	100.00	82,310	100.00	81,883	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (5) 土地の地積（法定免税点以上）

(単位：㎡・%)

年度 地目区分		29		28		27	
		地積	構成比	地積	構成比	地積	構成比
田	一般田	19,474	0.07	19,474	0.07	19,474	0.07
	宅地介在田等	628	0.00	1,702	0.01	1,702	0.01
畑	一般畑	7,247,386	24.44	7,289,142	24.48	7,335,118	24.68
	宅地介在畑等	410,468	1.38	449,865	1.51	477,346	1.61
宅地	小規模住宅用地	7,067,489	23.84	6,989,787	23.47	6,935,432	23.33
	一般住宅用地	2,307,601	7.78	2,311,630	7.76	2,327,472	7.83
	非住宅用地	4,080,146	13.76	4,146,627	13.93	4,048,229	13.62
山林	一般山林	3,544,188	11.95	3,587,878	12.05	3,636,345	12.23
	宅地介在山林等	171,263	0.58	181,180	0.61	187,391	0.63
原野		62	0.00	73	0.00	73	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	1,995,591	6.73	1,995,591	6.70	1,995,591	6.71
	鉄軌道用地	207,684	0.70	207,676	0.70	211,275	0.71
	その他の雑種地	2,597,439	8.76	2,595,482	8.72	2,550,383	8.58
合計		29,649,419	100.00	29,776,107	100.00	29,725,831	100.00

年度 地目区分		26		25		24	
		地積	構成比	地積	構成比	地積	構成比
田	一般田	19,900	0.07	20,241	0.07	20,866	0.07
	宅地介在田等	1,702	0.01	2,278	0.01	1,702	0.01
畑	一般畑	7,367,452	24.75	7,411,711	24.86	7,445,702	24.90
	宅地介在畑等	513,925	1.73	539,625	1.81	575,629	1.93
宅地	小規模住宅用地	6,873,027	23.08	6,797,016	22.80	6,725,790	22.50
	一般住宅用地	2,340,870	7.86	2,340,980	7.85	2,355,627	7.88
	非住宅用地	4,033,964	13.55	4,029,864	13.52	4,009,079	13.41
山林	一般山林	3,672,378	12.33	3,615,052	12.13	3,676,941	12.30
	宅地介在山林等	188,044	0.63	193,407	0.65	193,939	0.65
原野		73	0.00	73	0.00	73	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	1,995,591	6.70	2,098,839	7.04	2,098,839	7.02
	鉄軌道用地	211,427	0.71	211,610	0.71	210,078	0.70
	その他の雑種地	2,554,820	8.58	2,548,602	8.55	2,583,802	8.64
合計		29,773,173	100.00	29,809,298	100.00	29,898,067	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (6) 土地の決定価格（法定免税点以上）

(単位：千円・%)

年度 地目区分		29		28		27	
		決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
田	一般田	1,545	0.00	1,545	0.00	1,545	0.00
	宅地介在田等	16,457	0.00	53,356	0.01	53,356	0.01
畑	一般畑	426,500	0.05	428,809	0.05	431,502	0.05
	宅地介在畑等	21,972,540	2.79	24,050,873	3.05	25,654,522	3.26
宅地	小規模住宅用地	405,844,742	51.48	402,268,749	50.95	399,286,760	50.67
	一般住宅用地	95,267,248	12.08	96,008,405	12.16	97,254,156	12.34
	非住宅用地	179,648,942	22.79	181,015,728	22.93	179,662,622	22.80
山林	一般山林	145,962	0.02	147,698	0.02	149,678	0.02
	宅地介在山林等	2,449,352	0.31	2,638,784	0.33	2,762,575	0.35
原野		11	0.00	13	0.00	13	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	12,417,582	1.58	12,417,582	1.57	12,417,582	1.58
	鉄軌道用地	3,331,832	0.42	3,337,524	0.42	3,411,667	0.43
	その他の雑種地	66,882,582	8.48	67,170,295	8.51	66,887,735	8.49
合計		788,405,295	100.00	789,539,361	100.00	787,973,713	100.00

年度 地目区分		26		25		24	
		決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
田	一般田	1,576	0.00	1,604	0.00	1,655	0.00
	宅地介在田等	56,573	0.01	77,970	0.01	57,828	0.01
畑	一般畑	433,272	0.05	435,943	0.06	437,958	0.05
	宅地介在畑等	27,463,683	3.48	29,672,532	3.75	31,598,210	3.95
宅地	小規模住宅用地	396,511,075	50.27	394,983,988	49.88	395,943,860	49.45
	一般住宅用地	98,265,313	12.46	98,828,261	12.48	100,701,604	12.58
	非住宅用地	177,609,439	22.52	177,504,342	22.42	178,914,962	22.35
山林	一般山林	151,228	0.02	148,128	0.02	150,453	0.02
	宅地介在山林等	2,842,108	0.36	2,959,875	0.37	3,003,668	0.38
原野		13	0.00	13	0.00	13	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	14,667,920	1.86	15,371,349	1.94	15,435,982	1.93
	鉄軌道用地	3,399,022	0.43	3,418,216	0.43	3,490,534	0.44
	その他の雑種地	67,322,943	8.54	68,465,631	8.65	70,909,317	8.86
合計		788,724,165	100.00	791,867,852	100.00	800,646,044	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (7) 土地の課税標準額（法定免税点以上）

（単位：千円・％）

年度 地目区分		29		28		27	
		課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比
田	一般田	1,545	0.00	1,545	0.00	1,545	0.00
	宅地介在田等	5,486	0.00	17,785	0.01	17,785	0.01
畑	一般畑	425,891	0.15	428,809	0.15	431,502	0.15
	宅地介在畑等	7,323,096	2.53	7,982,555	2.75	8,629,765	2.98
宅地	小規模住宅用地	67,638,871	23.41	67,036,441	23.07	66,509,836	22.94
	一般住宅用地	31,754,647	10.99	31,997,623	11.01	32,407,313	11.18
	非住宅用地	122,672,387	42.46	123,616,304	42.55	122,590,476	42.28
山林	一般山林	145,962	0.05	147,698	0.05	149,678	0.05
	宅地介在山林等	1,702,758	0.59	1,834,259	0.63	1,919,873	0.66
原野		11	0.00	13	0.00	13	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	8,692,307	3.01	8,692,307	2.99	8,692,307	3.00
	鉄軌道用地	2,301,250	0.80	2,305,238	0.79	2,356,383	0.81
	その他の雑種地	46,251,208	16.01	46,465,286	15.99	46,275,475	15.96
合計		288,915,419	100.00	290,525,863	100.00	289,981,951	100.00

年度 地目区分		26		25		24	
		課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比
田	一般田	1,576	0.00	1,604	0.00	1,655	0.00
	宅地介在田等	18,858	0.01	33,792	0.01	19,276	0.01
畑	一般畑	433,272	0.15	435,943	0.15	437,958	0.15
	宅地介在畑等	9,116,246	3.12	9,544,870	3.27	10,187,490	3.46
宅地	小規模住宅用地	65,563,666	22.47	63,880,188	21.92	63,559,457	21.57
	一般住宅用地	32,581,156	11.17	32,280,804	11.08	32,697,637	11.10
	非住宅用地	122,612,971	42.03	122,491,299	42.03	123,333,178	41.85
山林	一般山林	151,228	0.05	148,128	0.05	150,453	0.05
	宅地介在山林等	1,974,058	0.68	2,052,154	0.70	2,076,859	0.70
原野		13	0.00	13	0.00	13	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	10,267,544	3.52	10,759,944	3.69	10,805,187	3.67
	鉄軌道用地	2,379,316	0.82	2,392,751	0.82	2,443,374	0.83
	その他の雑種地	46,643,699	15.99	47,439,506	16.28	48,962,585	16.62
合計		291,743,603	100.00	291,460,996	100.00	294,675,122	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (8) 家屋総括表 (年度別)

(単位: m<sup>2</sup>・千円)

年度	区	分	棟数	床面積	評価額	軽減税額
24	新 増 築 家 屋	木 造	551	59,196	3,899,869	36,610
		非木造	108	26,586	2,036,075	
		合 計	659	85,782	5,935,944	
	在 来 家 屋	木 造	35,253	3,541,371	83,972,857	90,991
		非木造	9,398	4,043,702	164,726,373	
		合 計	44,651	7,585,073	248,699,230	
	合 計	木 造	35,804	3,600,567	87,872,726	127,601
		非木造	9,506	4,070,288	166,762,448	
		合 計	45,310	7,670,855	254,635,174	
25	新 増 築 家 屋	木 造	652	71,317	4,674,834	38,836
		非木造	106	41,597	3,036,815	
		合 計	758	112,914	7,711,649	
	在 来 家 屋	木 造	35,483	3,575,523	87,567,575	89,217
		非木造	9,475	4,058,925	166,564,940	
		合 計	44,958	7,634,448	254,132,515	
	合 計	木 造	36,135	3,646,840	92,242,409	128,053
		非木造	9,581	4,100,522	169,601,755	
		合 計	45,716	7,747,362	261,844,164	
26	新 増 築 家 屋	木 造	607	66,176	4,370,321	37,896
		非木造	94	37,849	3,006,121	
		合 計	701	104,025	7,376,442	
	在 来 家 屋	木 造	35,858	3,621,365	91,935,426	89,939
		非木造	9,573	4,084,837	169,405,418	
		合 計	45,431	7,706,202	261,340,844	
	合 計	木 造	36,465	3,687,541	96,305,747	127,835
		非木造	9,667	4,122,686	172,411,539	
		合 計	46,132	7,810,227	268,717,286	
27	新 増 築 家 屋	木 造	605	66,180	4,777,219	48,586
		非木造	114	46,839	3,844,889	
		合 計	719	113,019	8,622,108	
	在 来 家 屋	木 造	36,135	3,661,649	87,752,984	91,667
		非木造	9,737	4,098,571	166,611,169	
		合 計	45,872	7,760,220	254,364,153	
	合 計	木 造	36,740	3,727,829	92,530,203	140,253
		非木造	9,851	4,145,410	170,456,058	
		合 計	46,591	7,873,239	262,986,261	
28	新 増 築 家 屋	木 造	571	60,880	4,427,678	35,439
		非木造	104	37,259	3,128,624	
		合 計	675	98,139	7,556,302	
	在 来 家 屋	木 造	36,505	3,705,438	92,309,423	101,931
		非木造	9,724	4,131,354	169,966,967	
		合 計	46,229	7,836,792	262,276,390	
	合 計	木 造	37,076	3,766,318	96,737,101	137,370
		非木造	9,828	4,168,613	173,095,591	
		合 計	46,904	7,934,931	269,832,692	
29	新 増 築 家 屋	木 造	573	66,440	4,770,178	36,679
		非木造	83	23,918	1,969,693	
		合 計	656	90,358	6,739,871	
	在 来 家 屋	木 造	36,801	3,742,727	96,451,618	101,874
		非木造	9,807	4,166,129	173,237,902	
		合 計	46,608	7,908,856	269,689,520	
	合 計	木 造	37,374	3,809,167	101,221,796	138,553
		非木造	9,890	4,190,047	175,207,595	
		合 計	47,264	7,999,214	276,429,391	

※ 免税点未満及び非課税家屋は除く。棟数の合計は、増築件数を除く。出典：固定資産の価格等の概要調書

(9) 償却資産の課税標準額の推移

(単位：百万円)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 長 決 定 分	構 築 物	17,314	16,635	16,736	18,507	18,036	18,630
	機械及び装置	33,865	26,314	24,691	27,488	27,479	28,678
	車両及び運搬具	240	221	219	207	243	282
	工具・器具及び備品	11,815	10,686	11,305	11,912	11,344	11,189
	計	63,234	53,855	52,951	58,114	57,102	58,779
	うち個人分	635	704	697	737	1,035	1,703
	うち法人分	62,599	53,152	52,254	57,377	56,067	57,076
総務大臣配分		23,693	23,296	23,000	22,404	21,259	20,403
県知事配分		1,687	1,843	1,894	1,976	1,900	1,840
合 計		88,614	78,995	77,844	82,494	80,262	81,022

※ 各項目ごとに単位未満を四捨五入

出典：固定資産の価格等の概要調書

2 都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日に、原則として都市計画法による市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に固定資産税と併せて課税される目的税で、税率は0.25/100です。

(1) 都市計画税資産別調定額<<現年課税分>>

(単位：千円・%)

年 度	区 分	調 定 額			前 年 度 対 比
		土 地	家 屋	合 計	
22		833,352	545,298	1,378,650	99.06
23		815,672	556,508	1,372,180	99.53
24		794,983	502,530	1,297,513	94.56
25		784,547	518,382	1,302,929	100.42
26		783,158	533,458	1,316,616	101.05
27		781,041	523,149	1,304,191	99.06
28		778,966	537,623	1,316,589	100.95
29 (当初)		777,877	552,066	1,329,943	101.01



### 3 国有資産等所在市町村交付金・納付金

国有資産等所在市町村交付金は、国や他の地方自治体が市内に固定資産税の課税対象となるような固定資産を所有している場合に、固定資産税は非課税となっていることから、固定資産税相当額を負担してもらう制度です。

#### (1) 交付金

(単位：千円・%・人)

区分 年度	台帳価額	算定標準額	交付金		納税義務者
			交付額	前年度対比	
22	17,198,103	5,072,423	71,013	97.03	5
23	16,934,911	4,988,990	69,845	98.36	5
24	16,845,684	4,944,031	69,216	99.10	5
25	16,118,054	4,588,656	64,240	92.81	5
26	15,979,199	4,642,919	65,000	101.18	5
27	15,935,134	4,612,771	64,578	99.35	5
28	15,873,215	4,751,024	66,514	103.00	5
29	15,094,405	4,654,621	65,164	97.97	5

## V 諸税及び税務証明手数料

## V 諸税及び税務証明手数料

### 1 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車をに対して、毎年4月1日現在の所有者に課税される税金です。税率（1台あたりの金額）は、車種ごとに52ページの税率表のとおり定められています。

#### (1) 軽自動車税車種別課税台数・調定額

(単位：台・円・%)

区 分		年 度			
		29 (当初)	28	27	26
原動機付自転車	台数	9,316	9,664	9,960	10,012
	調定額	19,554,400	20,224,700	11,273,900	11,258,600
50cc以下	台数	6,859	7,256	7,579	7,754
	調定額	13,718,000	14,512,000	7,579,000	7,754,000
50cc超90cc以下	台数	515	540	577	572
	調定額	1,030,000	1,080,000	692,400	686,400
90cc超125cc以下	台数	1,830	1,753	1,675	1,552
	調定額	4,392,000	4,207,200	2,680,000	2,483,200
ミニカー	台数	112	115	129	134
	調定額	414,400	425,500	322,500	335,000
軽自動車	台数	31,561	30,727	30,123	29,247
	調定額	234,313,700	217,720,500	188,194,300	181,668,200
二輪	台数	1,992	2,002	2,014	2,054
	調定額	7,171,200	7,206,000	4,833,600	4,929,600
三輪	台数	1	1	1	1
	調定額	4,600	4,600	3,100	3,100
四輪乗用営業用	台数	3	4	4	5
	調定額	19,200	24,700	22,000	27,500
四輪乗用自家用	台数	23,794	22,891	22,240	21,315
	調定額	200,131,500	183,805,800	160,131,600	153,468,000
四輪貨物営業用	台数	258	249	252	248
	調定額	865,000	809,400	756,000	744,000
四輪貨物自家用	台数	5,513	5,580	5,612	5,624
	調定額	26,122,200	25,870,000	22,448,000	22,496,000
小型特殊自動車	台数	772	730	651	590
	調定額	3,557,300	3,323,500	2,238,200	1,979,400
農耕作業用	台数	285	281	265	256
	調定額	684,000	674,400	424,000	409,600
特殊作業用	台数	487	449	386	334
	調定額	2,873,300	2,649,100	1,814,200	1,569,800
二輪の小型自動車	台数	2,043	2,027	2,038	2,059
	調定額	12,258,000	12,160,000	8,152,000	8,236,000
合 計	台数	43,692	43,148	42,772	41,908
	調定額	269,683,400	253,428,700	209,858,400	203,142,200
前年度対比	台数	101.26	100.88	102.06	102.97
	調定額	106.41	120.76	103.31	104.82

区 分		年 度				
		25	24	23	22	
原動機付自転車	台数	10,112	10,151	10,222	10,296	
	調定額	11,293,800	11,253,400	11,247,500	11,246,200	
	50cc以下	台数	7,944	8,094	8,285	8,451
		調定額	7,944,000	8,094,000	8,285,000	8,451,000
	50cc超90cc以下	台数	581	586	587	617
		調定額	697,200	703,200	704,400	740,400
90cc超125cc以下	台数	1,461	1,357	1,241	1,128	
	調定額	2,337,600	2,171,200	1,985,600	1,804,800	
ミニカー	台数	126	114	109	100	
	調定額	315,000	285,000	272,500	250,000	
軽自動車	台数	27,986	27,638	26,684	26,041	
	調定額	172,481,300	169,284,700	162,570,000	157,840,700	
	二輪	台数	2,064	2,085	2,059	2,054
		調定額	4,953,600	5,004,000	4,941,600	4,929,600
	三輪	台数	1	1	1	1
		調定額	3,100	3,100	3,000	3,100
	四輪乗用営業用	台数	4	4	4	0
		調定額	22,000	22,000	22,000	0
	四輪乗用自家用	台数	20,023	19,473	18,557	17,885
		調定額	144,165,600	140,205,600	133,610,400	128,772,000
四輪貨物営業用	台数	239	250	259	268	
	調定額	717,000	750,000	777,000	804,000	
四輪貨物自家用	台数	5,655	5,825	5,804	5,833	
	調定額	22,620,000	23,300,000	23,216,000	23,332,000	
小型特殊自動車	台数	539	504	482	497	
	調定額	1,773,800	1,615,500	1,521,400	1,607,400	
	農耕作業用	台数	245	243	240	235
		調定額	392,000	388,800	384,000	376,000
特殊作業用	台数	294	261	242	262	
	調定額	1,381,800	1,226,700	1,137,400	1,231,400	
二輪の小型自動車	台数	2,062	2,048	1,989	1,990	
	調定額	8,248,000	8,192,000	7,956,000	7,960,000	
合 計	台数	40,699	40,341	39,377	38,824	
	調定額	193,796,900	190,345,600	183,294,900	178,654,300	
前年度対比	台数	100.89	102.45	101.42	101.67	
	調定額	101.81	103.85	102.60	103.07	

課税台数の推移を区分別にみると、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車は微増ないし微減であります。軽自動車は増加傾向にあります。これは、燃費に優れ、維持費も安価に済む軽自動車の需要の高まりと考えられます。特に四輪乗用自家用車の増加が、そのまま軽自動車全体の課税台数の増加につながっている現状にあります。

また、調定額について、平成28年度の調定額は平成27年度対比で20.76%増加しています。これは、税制改正により軽自動車税の税率が引き上げられ、新しい税率が適用されていることによるものです。

## 2 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡す場合に製造たばこの製造者等に課税される税金です。

### (1) 市たばこ税額と売り渡し本数の推移

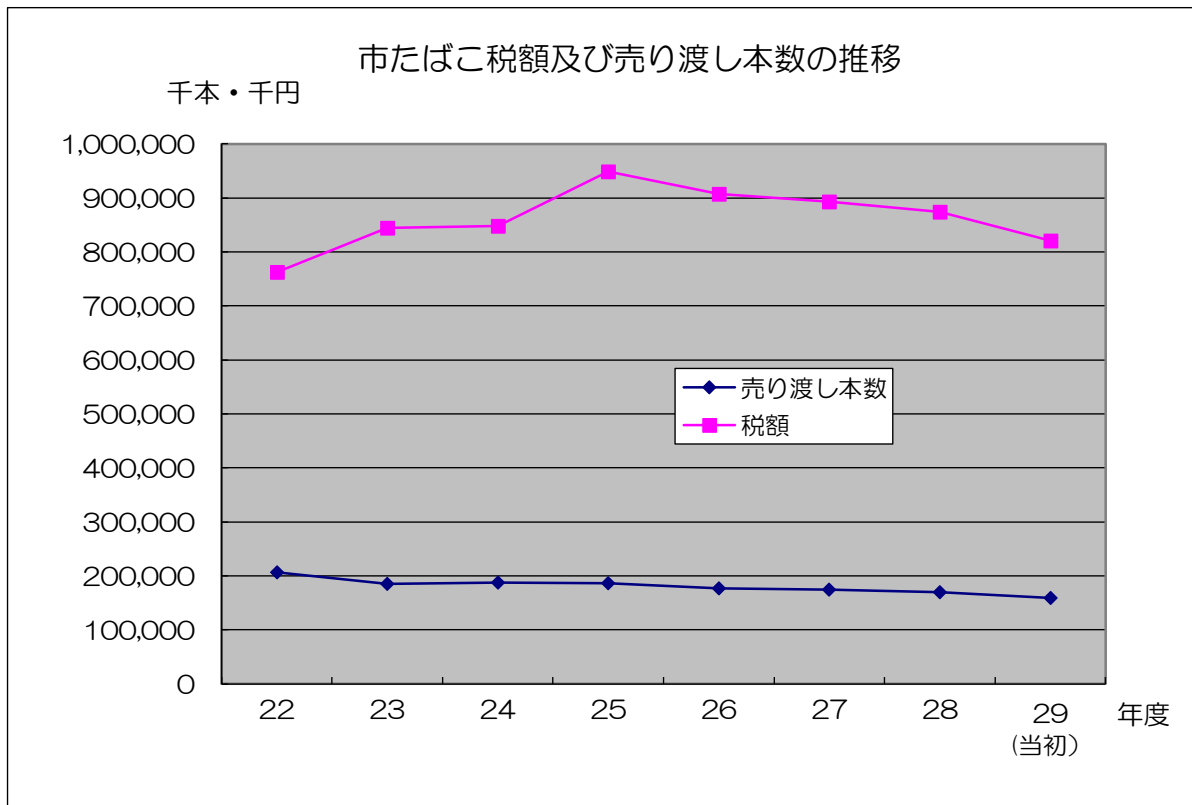
(単位：本・円・%)

年 度	種 別	売り渡し本数	税 額	前年度対比 (調定額)
22	旧3級品	3,229,880	6,127,251	168.29
	旧3級品以外	203,799,438	740,939,199	105.60
	手持ち品課税分	—	15,920,523	—
	合 計	207,029,318	762,986,973	108.19
23	旧3級品	5,316,120	11,642,304	190.01
	旧3級品以外	180,364,172	832,921,736	112.41
	合 計	185,680,292	844,564,040	110.69
24	旧3級品	6,569,620	14,387,466	123.58
	旧3級品以外	180,438,341	833,264,254	100.04
	合 計	187,007,961	847,651,720	100.37
25	旧3級品	7,213,100	17,818,740	123.85
	旧3級品以外	178,876,272	931,571,615	111.80
	合 計	186,089,372	949,390,355	112.00
26	旧3級品	7,766,560	19,377,567	108.75
	旧3級品以外	168,769,988	888,067,671	95.33
	合 計	176,536,548	907,445,238	95.58
27	旧3級品	8,074,860	20,146,778	103.97
	旧3級品以外	165,891,272	872,919,868	98.29
	合 計	173,966,132	893,066,646	98.42
28	旧3級品	7,917,320	22,742,523	112.88
	旧3級品以外	161,807,715	851,432,192	97.54
	手持ち品課税分	—	104,552	—
	合 計	169,725,035	874,279,267	97.90
29 (当初)	旧3級品	8,082,000	27,115,110	119.23
	旧3級品以外	150,781,000	793,409,622	93.19
	合 計	158,863,000	820,524,732	93.85

#### ◎ 1,000本あたりの税率

区 分	平成22年10月から	平成25年4月から	平成28年4月から	平成29年4月から
旧3級品	2,190円	2,495円	2,925円	3,355円
旧3級品以外	4,618円	5,262円	5,262円	5,262円

※ 旧3級品：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ



売渡本数・調定額の推移をみると、職場や公共の場での受動喫煙防止対策など喫煙環境の変化や健康への配慮などに伴い、喫煙率が低下している状況であることから平成28年度の売渡本数は平成22年度対比で18.02%減少しています。今後も売渡本数は減少していくも一方、調定額の推移をみると売渡本数が減少している状況においても平成28年度の調定額は平成22年度対比で14.59%増加しています。これは、平成25年4月1日及び平成28年4月1日からの二度の税率改正が大きく影響しているものと思われます。

### 3 鉱産税

鉱産税は、鉱物の価格を課税標準として、鉱物採取の作業場が所在する市町村において、鉱業者に対して課税される税金です

#### (1) 鉱産税額と産出量の推移

(単位：ト・円・%)

年度	区分	産出量	1ト当たり 単 価	課税標準額 (産出価格)	税 額	前年度対比
22		640	1,036	658,000	3,900	95.12
23		683	1,036	701,000	4,300	110.26
24		634	1,036	651,000	3,900	90.70
25		593	1,036	609,000	3,800	97.44
26		486	1,036	498,000	2,700	71.05
27		537	1,036	549,000	3,200	118.52
28		523	1,036	536,000	3,100	96.88
29 (当初)		500	1,036	518,000	3,600	116.13

※ 鉱産税の税率は1/100である。ただし、鉱物の産出価格の合計額が200万円以下の場合には、軽減税率0.7/100となる。

#### 4 税務証明手数料及び件数

(単位：件・円)

種別 年度	課 税 証 明		営 業 そ の 他		評 価 証 明		公 課 証 明	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
22	20,158	4,031,600	1,002	200,400	4,882	1,022,000	1,282	264,200
23	19,196	3,839,200	1,073	216,800	4,743	979,400	1,236	249,600
24	21,466	4,293,200	1,029	205,800	4,687	976,500	1,297	262,000
25	22,948	4,589,600	961	192,200	5,013	1,043,200	1,278	258,400
26	27,095	5,419,000	1,088	217,600	4,373	909,400	1,209	244,800
27	28,789	5,757,800	1,196	239,200	4,290	885,400	1,201	247,400
28	30,317	6,063,400	1,467	293,400	3,779	757,600	1,218	243,600

種別 年度	住 宅 用 家 屋 証 明		納 税 証 明		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
22	874	1,136,200	2,076	415,200	30,274	7,069,600
23	776	1,008,800	1,917	383,400	28,941	6,677,200
24	904	1,175,200	2,137	427,400	31,520	7,340,100
25	903	1,173,900	2,148	429,600	33,251	7,686,900
26	746	969,800	1,943	388,600	36,454	8,149,200
27	689	895,700	1,428	285,600	37,593	8,311,100
28	719	934,700	1,922	384,400	39,422	8,677,100

## VI 国民健康保険税



## VI 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険を行う市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に対し課する税金であり（地方税法第703条の4）、分類上は目的税に該当します。

課税は世帯を単位とし、納税義務者は資格の有無に係わらず世帯主となります。

課税額は毎年4月から翌年の3月分までの間、世帯内で国民健康保険に加入している被保険者それぞれの所得割額・資産割額・均等割額を算出し合算したものに、平等割額を加えた額になります。また、所得割額は、①医療給付分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分（40歳～65歳未満の加入者のみ）を各々算出し、合算した額になります。

なお、年度の途中で総所得金額等や加入者の数が変動した場合は、再度課税額を計算し直します。税率等は次のとおりです。

区 分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	課税限度額
① 医療給付分	6.9%	20%	15,000円	6,000円	54万円
② 後期高齢者支援金等分	1.9%	—	6,000円	—	19万円
③ 介護納付金分	1.2%	—	11,000円	—	16万円

※ 所得割額：前年中の総所得金額等－基礎控除33万円に税率を乗じます。

※ 資産割額：国保加入者のうち、土地・家屋に係る固定資産税額（都市計画税は除く）に税率を乗じます。

※ 均等割額：国保加入者1人あたりの年額です。

※ 平等割額：国保加入のある一世帯あたりの年額です。

※ 75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度に替わります。

### (1) 国民健康保険税調定額等の状況

(単位：円・%)

年 度		29	28	27	26
区 分					
現 年 課 税 分	予算額	2,950,451,000	3,295,257,000	3,456,422,000	3,341,100,000
	調定額	3,326,469,900	3,536,233,800	3,728,260,100	3,443,416,900
	収入済額		3,325,261,052	3,459,903,108	3,184,316,635
	収納率		94.03	92.80	92.48
滞 納 繰 越 分	予算額	303,294,000	242,452,000	294,989,000	253,916,000
	調定額	1,095,410,139	1,085,068,039	1,319,757,586	1,539,173,607
	収入済額		272,272,902	294,385,540	324,913,799
	収納率		25.09	22.31	21.11
合 計	予算額	3,253,745,000	3,537,709,000	3,751,411,000	3,595,016,000
	調定額	4,421,880,039	4,621,301,839	5,048,017,686	4,982,590,507
	収入済額		3,597,533,954	3,754,288,648	3,509,230,434
	収納率		77.85	74.37	70.43

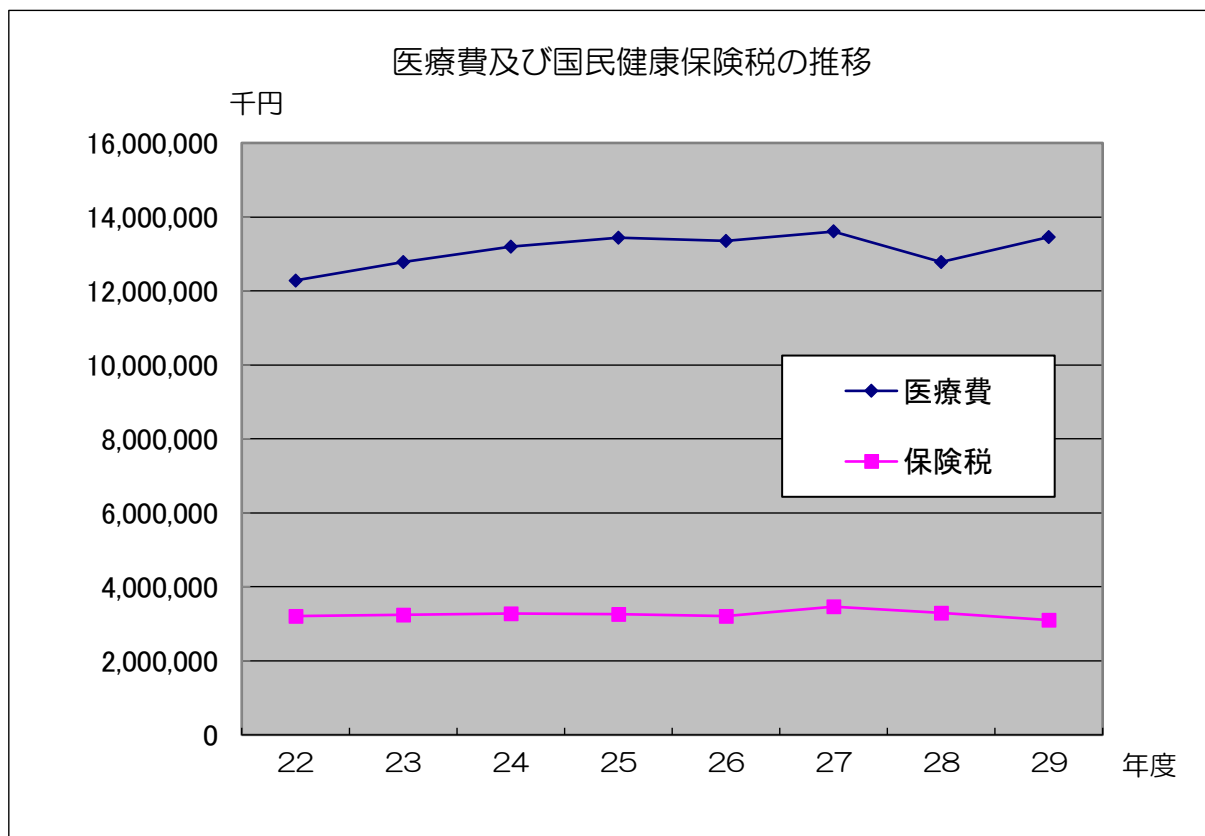
年 度		25	24	23	22
区 分					
現 年 課 税 分	予算額	3,331,107,000	3,306,440,000	3,240,486,000	3,130,153,000
	調定額	3,506,708,100	3,527,206,800	3,494,893,700	3,460,364,000
	収入済額	3,196,820,561	3,180,146,707	3,123,841,302	3,086,766,143
	収納率	91.16	90.16	89.38	89.20
滞 納 繰 越 分	予算額	229,004,000	232,816,000	213,608,000	214,044,000
	調定額	1,665,679,527	1,755,160,747	1,769,965,940	1,790,212,947
	収入済額	290,688,180	299,274,872	236,932,895	223,353,800
	収納率	17.45	17.05	13.39	12.48
合 計	予算額	3,560,111,000	3,539,256,000	3,454,094,000	3,344,197,000
	調定額	5,172,387,627	5,282,367,547	5,264,859,640	5,250,576,947
	収入済額	3,487,508,741	3,479,421,579	3,360,774,197	3,310,119,943
	収納率	67.43	65.87	63.83	63.04

(2) 医療費（療養諸費）に占める税の割合

(単位：円・%)

区分 年度	医療費	国民健康保険税 調定額（現年課税分）	前年度対比（伸長率）		保険税の割合
			医療費	保険税	
22	12,284,441,166	3,213,571,800	6.88	-3.94	26.16
23	12,785,565,933	3,243,154,700	4.08	0.92	25.37
24	13,193,921,124	3,271,658,300	3.19	0.88	24.80
25	13,440,477,819	3,257,983,900	1.87	-0.42	24.24
26	13,348,342,753	3,211,658,600	-0.69	-1.42	24.06
27	13,603,935,787	3,463,841,094	1.91	7.85	25.46
28	12,774,870,544	3,291,580,963	-6.09	-4.97	25.77
29	13,458,039,000	3,102,435,113	5.35	-5.75	23.05

※ 医療費は老人保健法対象者分を除き、国民健康保険税は介護納付金分を除く。  
平成29年度の医療費は当初予算額、国民健康保険税は当初調定額



医療の高度化や被保険者に占める高齢者の割合が高くなっており、1人当たりの医療費は高い水準です。

一方、国民健康保険税の調定額は、加入世帯に占める低所得世帯の割合が高く、また被保険者が減少傾向にあるため今後も大幅な増収は見込めません。

## (3) 国民健康保険加入状況等

(単位：世帯・人・%・円)

区 分		年 度			
		29 (当初)	28	27	26
市の状況					
	世帯数	63,906	63,281	62,548	61,953
	人 口	148,733	149,292	149,591	149,912
国民健康保険加入状況					
	世帯数	23,405 (10,919)	24,262 (11,841)	24,957 (11,553)	25,663 (12,325)
	被保険者数	39,105 (12,106)	41,510 (13,314)	43,690 (14,361)	46,465 (15,875)
加入割合					
	世帯数	36.62 (17.08)	38.34 (18.71)	39.90 (18.47)	41.42 (19.89)
	被保険者数	26.29 (8.13)	27.80 (8.92)	29.21 (9.60)	30.99 (10.59)
課税総額の構成割合					
	所得割	62.73 (47.70)	62.80 (48.15)	62.86 (47.72)	59.25 (40.46)
	資産割	6.98	7.03	6.70	14.05
	均等割	26.56 (52.30)	26.52 (51.85)	26.73 (52.28)	18.21 (59.54)
	平等割	3.73	3.65	3.71	8.49
所得割等の課税世帯数及び割合					
所得割	課税世帯数	15,038 (5,517)	15,993 (6,164)	16,846 (6,692)	17,189 (7,109)
	加入世帯に占める割合	63.28 (53.76)	64.76 (55.40)	66.56 (56.90)	66.98 (57.68)
資産割	課税世帯数	13,318	13,980	14,507	14,668
	加入世帯に占める割合	56.04	56.61	57.32	57.16
現年課税分調定額					
	1世帯当たり	142,126 (20,517)	147,197 (21,055)	150,251 (23,032)	133,157 (18,701)
	1人当たり	85,065 (18,506)	86,034 (18,726)	85,827 (18,528)	73,544 (14,519)
現年課税分収入済額					
	1世帯当たり		137,056 (18,873)	138,634 (20,543)	124,082 (16,744)
	1人当たり		80,107 (16,785)	79,192 (16,526)	68,531 (12,996)

※ 各年4月1日現在、( )内は介護納付金の状況(再掲)

(単位：世帯・人・％・円)

区 分		年 度			
		25	24	23	22
市の状況					
	世帯数	61,254	61,238	60,699	60,027
	人 口	150,077	150,326	150,714	150,703
国民健康保険加入状況					
	世帯数	25,623 (12,665)	25,539 (12,967)	25,199 12,871	24,582 (11,853)
	被保険者数	47,088 (16,553)	47,319 (17,057)	47,055 16,193	45,529 (15,870)
加入割合					
	世帯数	41.83 (20.68)	41.70 (21.17)	41.51 21.20	40.95 (19.75)
	被保険者数	31.38 (11.03)	31.48 (11.35)	31.22 10.74	30.21 (10.53)
課税総額の構成割合					
	所得割	59.14 (40.63)	59.00 (39.94)	58.38 38.17	58.75 (38.61)
	資産割	13.94	13.85	14.12	13.91
	均等割	18.49 (59.37)	18.74 (60.06)	19.03 61.83	18.91 (61.39)
	平等割	8.43	8.41	8.47	8.43
所得割等の課税世帯数及び割合					
所得割	課税世帯数	17,204 (7,397)	17,103 (7,404)	16,877 (7,242)	16,791 (7,066)
	加入世帯に占める割合	67.14 (53.01)	66.97 (57.10)	66.97 (56.27)	67.69 (57.15)
資産割	課税世帯数	14,721	14,609	14,429	14,140
	加入世帯に占める割合	57.45	57.20	57.26	57.00
現年課税分調定額					
	1世帯当たり	134,532 (19,215)	134,839 (19,108)	134,383 (18,189)	134,908 (19,158)
	1人当たり	73,206 (14,702)	72,775 (15,727)	71,965 (14,374)	71,856 (14,521)
現年課税分収入済額					
	1世帯当たり	124,763 (17,247)	124,521 (14,566)	124,362 (16,791)	120,338 (17,089)
	1人当たり	67,890 (13,196)	67,207 (11,073)	66,387 (13,347)	64,095 (12,953)

所沢税務署管内納税貯蓄組合連合会優秀賞

「税金で救える命」

黒須中学校 3年 三浦 颯太

飯能県税事務所長賞

「今、私にできること」

上藤沢中学校 3年 深町 彩乃

(平成29年度 税に関する作文 優秀作品より)



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

## Ⅶ 収 納 ・ 徴 収

## Ⅶ 収納・徴収

### (1) 税目別執行停止の推移

(単位：件・円・%)

年度 税目	28		27		26	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
市県民税(個人)	564	13,356,973	440	15,360,617	1,617	49,615,601
市県民税(法人)	5	259,600	5	331,600	19	976,000
固定資産税・都市計画税	319	6,187,901	179	6,678,300	597	9,903,750
軽自動車税	53	267,200	62	209,000	149	567,995
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
小計	941	20,071,674	686	22,579,517	2,382	61,063,346
前年度対比	137.17	88.89	28.80	36.98	49.86	36.95
国民健康保険税	96	32,950,286	112	27,458,239	258	47,251,141
前年度対比	85.71	120.00	43.41	58.11	42.16	31.37
合計	1,037	53,021,960	798	50,037,756	2,640	108,314,487
前年度対比	129.95	105.96	30.23	46.20	48.99	34.29

25		24		23		22	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
3,168	120,142,889	3,892	132,990,420	2,730	74,866,910	2,220	63,133,103
19	1,098,283	37	3,224,113	29	1,496,835	32	1,557,502
1,155	42,533,280	2,168	48,547,841	1,210	23,763,816	1,486	29,429,851
435	1,478,000	304	1,186,000	224	899,600	222	884,637
0	0	6	36,219,200	0	0	4	8,170,000
4,777	165,252,452	6,407	222,167,574	4,193	101,027,161	3,964	103,175,093
74.56	74.38	152.80	219.91	105.78	97.92	98.19	56.04
612	150,626,735	882	261,143,594	990	80,626,788	872	69,866,609
69.39	57.68	89.09	323.89	113.53	115.40	125.83	101.99
5,389	315,879,187	7,289	483,311,168	5,183	181,653,949	4,836	173,041,702
73.93	65.36	140.63	266.06	107.18	104.98	102.24	68.50

執行停止(滞納処分の停止)は、滞納者に以下のいずれかに該当すると認められる場合に、徴収の手続きを停止するものです。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
- ② 滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき
- ③ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

平成25年度に県の指導により入間市滞納処分執行停止基準を策定し、財産調査を厳格化しました。

(2) 税目別不納欠損の推移

(単位：件・円・%)

税目	28		27		26	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
市民税(個人)	2,571	53,979,177	3,549	72,812,840	3,471	58,096,096
市民税(法人)	31	1,998,500	45	2,376,496	41	2,218,900
固定資産税	887	14,131,900	1,822	36,109,541	1,407	23,459,292
軽自動車税	355	1,230,700	349	1,282,568	290	1,113,795
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
都市計画税	887	2,112,517	1,822	5,597,916	1,407	3,615,141
小計	4,731	73,452,794	7,587	118,179,361	6,616	88,503,224
前年度対比	62.36	62.15	114.68	133.53	91.85	72.74
国民健康保険税	1,623	121,950,608	2,415	197,443,199	1,710	146,582,087
前年度対比	67.20	61.76	141.23	134.70	105.10	110.50
合計	6,354	195,403,402	10,002	315,622,560	8,326	235,085,311
前年度対比	63.53	61.91	120.13	134.26	94.29	92.44

25		24		23		22	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
3,234	58,456,188	2,994	63,343,096	1,862	37,271,457	1,759	26,330,636
62	3,201,685	65	4,320,908	39	1,956,795	30	1,469,100
1,828	51,106,985	1,678	47,437,831	1,197	40,042,463	1,248	30,848,784
251	986,318	243	964,919	228	950,934	235	845,400
0	0	6	36,219,200	0	0	4	8,170,000
1,828	7,911,317	1,678	7,509,652	1,197	6,475,844	1,248	5,017,675
7,203	121,662,493	6,664	159,795,606	4,523	86,697,493	4,524	72,681,595
108.09	76.14	147.34	184.31	99.98	119.28	154.77	35.52
1,627	132,651,578	1,530	130,078,441	1,677	136,945,196	1,634	159,165,364
106.34	101.98	91.23	94.99	102.63	86.04	85.28	86.21
8,830	254,314,071	8,194	289,874,047	6,200	223,642,689	6,158	231,846,959
107.76	87.73	132.16	129.61	100.68	96.46	127.26	59.56

滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その金額を消滅させることを不納欠損といいます。地方自治体が不納欠損として税を処理するための基準は、以下の3つとなります。

- ① 地方税法第18条に規定する時効の完成(5年)により、租税債権が消滅した場合
- ② 地方税法第15条の7第4項の規定により、滞納処分の執行停止が3年間継続した場合
- ③ 地方税法第15条の7第5項の規定により、滞納処分の停止をしたもので徴収金を徴収できないことが明らかなもの



## 入間市長賞

「小さな意識からできること」

藤 沢 中 学 校 3 年 山 本 夏 寧

「生活の保障と見極める力」

野 田 中 学 校 1 年 谷 島 菜 月

（平成29年度 税に関する作文 優秀作品より）



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

## Ⅷ 入間市税の税率及び 最近の主な税制改正

## Ⅷ 入間市税の税率及び最近の主な税制改正

### (1) 市税の税率

(平成29年度)

税 目		内 容																																
市 民 税	個人	均等割	年 額 3,500円																															
		所得割	税 率 6%																															
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の額	市内従業者数	税率(年額)	1千万円以下	50人以下	5万円	50人超	12万円	1千万円超1億円以下	50人以下	13万円	1千万円超1億円以下	50人超	15万円	1億円超10億円以下	50人以下	16万円	1億円超10億円以下	50人超	40万円	10億円超	50人以下	41万円	10億円超50億円以下	50人超	175万円	50億円超	50人超	300万円
			資本金等の額	市内従業者数	税率(年額)																													
			1千万円以下	50人以下	5万円																													
				50人超	12万円																													
			1千万円超1億円以下	50人以下	13万円																													
			1千万円超1億円以下	50人超	15万円																													
			1億円超10億円以下	50人以下	16万円																													
			1億円超10億円以下	50人超	40万円																													
10億円超	50人以下	41万円																																
10億円超50億円以下	50人超	175万円																																
50億円超	50人超	300万円																																
法人	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業年度開始日が平成26年9月30日までの場合の税率</th> <th>事業年度開始日が平成26年10月1日以後の場合の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超える法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>13.5%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	事業年度開始日が平成26年9月30日までの場合の税率	事業年度開始日が平成26年10月1日以後の場合の税率	資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%	上記以外の法人	12.3%	9.7%																		
		区 分	事業年度開始日が平成26年9月30日までの場合の税率	事業年度開始日が平成26年10月1日以後の場合の税率																														
		資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%																														
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%																														
上記以外の法人	12.3%	9.7%																																
固定資産税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="3">1.4%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	税 率	免税点	土 地	1.4%	30万円	家 屋	20万円	償却資産	150万円																					
	区 分	税 率	免税点																															
	土 地	1.4%	30万円																															
	家 屋		20万円																															
償却資産	150万円																																	
都市計画税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">0.25%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	税 率	免税点	土 地	0.25%	30万円	家 屋	20万円																							
	区 分	税 率	免税点																															
	土 地	0.25%	30万円																															
家 屋	20万円																																	

税 目	内 容						
軽自動車税	種 別		年税額				
	原動機付自転車	50cc以下		2,000円			
		50cc超90cc以下		2,000円			
		90cc超125cc以下		2,400円			
	ミニカー		3,700円				
	軽自動車	二輪（側車付を含む）		3,600円			
		三輪		3,900円			
		四輪以上	乗 用	営業用	6,900円		
				自家用	10,800円		
			貨物用	営業用	3,800円		
				自家用	5,000円		
	小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円			
		その他		5,900円			
	二輪の小型自動車		6,000円				
	平成27年3月31日以前に登録された四輪以上及び三輪の軽自動車は、下表の税率が特例として適用されます。						
種 別		年税額					
軽自動車	三輪		3,100円				
	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円			
			自家用	7,200円			
		貨物用	営業用	3,000円			
			自家用	4,000円			
	市たばこ税	区 分		税 率			
旧3級品の紙巻たばこ		3,355円／1,000本					
旧3級品以外の紙巻たばこ		5,262円／1,000本					
鉱産税	税 率 0.7%						
国民健康保険税	区 分		所得割	資産割	均等割	平等割	年間限度額
	医療給付費分		6.9%	20%	15,000円	6,000円	54万円
	後期高齢者支援金等分		1.9%	—	6,000円	—	19万円
	介護納付金分		1.2%	—	11,000円	—	16万円

(2) 最近の主な税制改正

【平成21年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等課税の特例の適用期限延長	特例の適用期限について 「平成20年度まで」 →「平成21年度まで」に1年延長	19
	特定中小企業が発行した株式に係る譲渡所得等の特例（エンジェル税制）の適用期限延長	特定中小会社からの取得期限について 「平成19年3月31日まで」 →「平成21年3月31日まで」に延長	19
	上場株式等の配当所得にかかる軽減税率の適用期限延長	配当支払期限について 「平成20年3月31日まで」（H21年度） →「平成21年3月31日まで」（H22年度） に延長	19
	公的年金からの特別徴収（年金天引）制度の導入	公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度導入。 平成21年10月支給分から実施。	20
	寄付金控除の拡充	平成21年度より所得控除方式から税額控除方式に変更となり、適用下限額が10万円から5千円。寄付金の控除対象限度額が、総所得金額等の25%から30%に引き上げ。	20

【平成22年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	上場株式等に係る配当所得	<p>軽減税率適用期間の延長 申告分離課税（平成20年度改正により創設）を選択した場合 税率 10%（所得税7%・住民税3%） 期間 平成21年1月1日 ～平成23年12月31日まで ※株式の保有割合が内国法人の発行済株式、または出資総数または総額の5%以上に係る配当等は除く</p> <p>源泉徴収率 税率 10%（所得税7%・住民税3%） 期間 平成21年1月1日 ～平成23年12月31日まで ※10%（所得税7%・住民税3%）軽減税率が廃止された後の申告分離課税を選択した場合および源泉徴収税率は20%（所得税15%・住民税5%）となる（平成24年1月1日以降）</p>	21
	土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設	平成21年から平成22年の間に取得した土地等を譲渡した場合（所有期間5年超のものに限る）には、その譲渡所得から1,000万円を控除（地方税法附則34条1項、4項）	21
	住宅借入金等特別税額控除の改正（～平成35年度）	平成21年分以降の所得税において住宅借入金特別税額控除の適用がある者（平成11年から平成18年及び平成21年から平成25年までに入居した者に限る）で、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額又は所得税の課税総所得金額の5%に相当する金額（上限額は97,500円）を、翌年度の個人住民税所得割額から控除（控除割合は、市民税3/5・県民税2/5）	21
市たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品以外のたばこ（1,000本あたり） 市たばこ税 改正前）3,298円 改正後）4,618円 県たばこ税 改正前）1,074円 改正後）1,504円</p> <p>旧3級品のたばこ 市たばこ税 改正前）1,564円 改正後）2,190円 県たばこ税 改正前）511円 改正後）716円</p>	22
固定資産税	新築認定長期優良住宅に係る減額措置	<p>平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築された住宅のうち、認定長期優良住宅に対し、その建物にかかる固定資産税額が1/2に減額になる。</p> <p>減額対象範囲 住居用部分120㎡まで 減額期間 一般住宅 新築後5年度分 （3階建以上の中高層耐火住宅は新築後7年度分）</p>	21

【平成23年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加され、適用期限が2年延長された。	22
	特定住居用財産・居住用財産の買換え等の譲渡損失及び繰越控除の改正	適用期間が平成23年12月31日まで2年間延長された。	22

【平成24年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	扶養控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止</li> <li>16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。</li> </ul>	22
	寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ	寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。	23
	退職所得に係る10%税額控除の見直し	退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当から廃止する。	23
	上場株式等に係る配当、譲渡所得に係る軽減税率の適用期限延長	適用期限を平成25年12月31日（現行：平成23年12月31日）まで2年間延長する。	23
	退職所得の2分の1課税の見直し	勤続年数5年以内の法人役員等（公務員含む）については、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当から退職所得の1/2課税（（収入金額－退職所得控除額）×1/2×税率）を、その適用を廃止する。	24
固定・資産市税計画税	住宅用地等における税負担調整措置の見直し	住宅用地及び特定市街化区域農地に係る課税標準額の負担調整措置について、負担水準が90%（改正前80%）の場合は据置特例を適用する。	24

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	生命保険料控除の改組	<p>生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円（現行7万円）とする。</p> <p>平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に介護医療保険控除を設け、その適用限度額を2.8万円とする。</li> <li>・新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額についても、それぞれ2.8万円とする。</li> </ul> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除は、それぞれ3.5万円を適用する。</li> </ul>	22
	少額上場株式等に係る配当所得等に係る非課税措置	<p>非課税口座内において、最大500万円（100万円×5年間）の上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする。（平成26年1月1日から適用）</p> <p>※10%軽減税率の特例措置が廃止され、平成26年1月1日から本則税率20%が適用</p>	25
市たばこ税	税率の改正	<p>法人実効税率の引下げと課税ベース拡大に伴う県と市の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を市たばこ税へ移譲。</p> <p>旧3級品以外のたばこ（1,000本あたり）</p> <p>市たばこ税 改正前）4,618円 改正後）5,262円</p> <p>県たばこ税 改正前）1,504円 改正後）860円</p> <p>旧3級品のたばこ（1,000本あたり）</p> <p>市たばこ税 改正前）2,190円 改正後）2,495円</p> <p>県たばこ税 改正前）716円 改正後）411円</p>	23
固定資産税	耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税減額措置	<p>耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修が行われた住宅について、それぞれの工事費要件が30万円から50万円に上げられ、バリアフリー改修・省エネ改修については、減額対象工事期間を平成28年3月31日まで3年間延長する。</p>	25
納税の環境整備	延滞金等の見直し	<p>国税の見直しに合わせて、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる。</p> <p>※平成26年1月1日以後の期間に対する延滞金等に適用</p>	25



【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年												
個人市・県民税	給与所得控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限を設ける。</li> <li>特定支出控除に資格取得費、勤務必要経費（限度額65万円）を追加し、特定支出控除の適用判定基準を給与所得控除の2分の1とする。ただし、給与収入が1,500万円を超える場合は125万円とする。</li> </ul>	24												
	特定支出控除の見直し	<p>特定支出控除の範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加する。</li> <li>適用判定の基準を給与所得控除額の1/2とする。</li> </ul>	24												
法人市民税	税率の改正	<p>法人市民税法人税割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超える法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>13.5%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>予定申告の特例 法人市民税法人税割の税率改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」）とする経過措置が講じられる。</p>	法人等の区分	改正前	改正後	資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%	上記以外の法人	12.3%	9.7%	26
法人等の区分	改正前	改正後													
資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%													
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%													
上記以外の法人	12.3%	9.7%													
固定・資産市税計画税	住宅用地等における税負担調整措置の見直し	住宅用地及び特定市街化区域農地に係る課税標準額の負担調整措置について据置特例を廃止する。	24												

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年																																																
個人市・県民税	住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充	住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長し、控除限度額を引上げる。 ・適用対象者を平成29年度までに入居を開始した者とする。 ・平成26年4月以降に購入した住宅について、控除限度額を13万6,500円に引き上げる。	25																																																
	上場株式等の所得等の損益通算の拡大	公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とする。 ※平成28年1月1日から適用	25																																																
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。 ※平成28年1月1日から適用	27																																																
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄付金控除を受けられる特例的な仕組みを創設。  ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われる。	27																																																
軽自動車税	税率の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>新税率 (改正後)</th> <th>旧税率 (改正前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>2,400円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>二輪車 250cc以下</td> <td>3,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自転車</td> <td>農耕用</td> <td>2,400円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪自動車 250cc超</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日以後に新車登録された四輪車等から新税率を適用する。ただし、平成27年3月31日以前に登録されたものは、現行税率をそのまま適用する。 ※軽自動車以外の税率改正は1年先送りされ、平成28年度からの適用となる。</p>	区分		新税率 (改正後)	旧税率 (改正前)	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,000円	50cc超～90cc以下	2,000円	1,200円	90cc超～125cc以下	2,400円	1,600円	ミニカー	3,700円	2,500円	軽自動車	二輪車 250cc以下	3,600円	2,400円	三輪車	3,900円	3,100円	四輪乗用	営業用	6,900円	5,500円	自家用	10,800円	7,200円	四輪貨物	営業用	3,800円	3,000円	自家用	5,000円	4,000円	小型特殊自転車	農耕用	2,400円	1,600円	その他	5,900円	4,700円	小型二輪自動車 250cc超	6,000円	4,000円	26
区分		新税率 (改正後)	旧税率 (改正前)																																																
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,000円																																																
	50cc超～90cc以下	2,000円	1,200円																																																
	90cc超～125cc以下	2,400円	1,600円																																																
	ミニカー	3,700円	2,500円																																																
軽自動車	二輪車 250cc以下	3,600円	2,400円																																																
	三輪車	3,900円	3,100円																																																
	四輪乗用	営業用	6,900円	5,500円																																															
		自家用	10,800円	7,200円																																															
	四輪貨物	営業用	3,800円	3,000円																																															
		自家用	5,000円	4,000円																																															
小型特殊自転車	農耕用	2,400円	1,600円																																																
	その他	5,900円	4,700円																																																
小型二輪自動車 250cc超	6,000円	4,000円																																																	
都固定資産税	「特定空家等」に係る住宅用地特例の除外	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった「特定空家等」に係る土地を住宅用地特例の対象から除外する。	27																																																
法人市民税	税率の改正	法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、 ①資本金又は資本準備金を欠損の補填又は損失の補填に充てた金額（無償減資額）を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額（無償増資額）を加算する措置を講ずる。 ②資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。	27																																																

【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年																														
軽自動車税	重課税率の創設	<p>グリーン化を進めるため新車登録から13年を経過した四輪車等には税率を概ね1.2倍した税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		標準税率	重課税率	三輪車		3,900円	4,600円	軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	自家用	10,800円	四輪貨物	営業用	3,800円	自家用	5,000円	26											
	区分		標準税率	重課税率																													
三輪車		3,900円	4,600円																														
軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円																														
		自家用	10,800円																														
	四輪貨物	営業用	3,800円																														
		自家用	5,000円																														
軽減税率の創設	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <p>*電気・天然ガス自動車：概ね75%減</p> <p>*軽乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度燃費基準+20%達成車：概ね50%減</li> <li>平成32年度燃費基準達成車：概ね25%減</li> </ul> <p>*軽貨物車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度燃費基準+35%達成車：概ね50%減</li> <li>平成27年度燃費基準+15%達成車：概ね25%減</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>標準税率</th> <th>概ね75%減</th> <th>概ね50%減</th> <th>概ね25%減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減	三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	27
区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減																												
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																												
軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																												
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円																												
	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円																												
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円																												
市たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品のたばこの特例税率を廃止し、税率を段階的に通常の紙巻たばこの税率と同率に引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率（1,000本につき）》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>2,925円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>3,355円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>4,000円</td> <td>645円</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>5,262円</td> <td>1,262円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税額	引上げ額	改正前	2,495円		平成28年	2,925円	430円	平成29年	3,355円	430円	平成30年	4,000円	645円	平成31年	5,262円	1,262円	27												
年度	税額	引上げ額																															
改正前	2,495円																																
平成28年	2,925円	430円																															
平成29年	3,355円	430円																															
平成30年	4,000円	645円																															
平成31年	5,262円	1,262円																															
固定・都市資産税計画税	バリアフリー改修及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置における要件の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加。</li> <li>工事費要件について、50万円超（国または地方公共団体からの補助金をもって充てる部分を除く）とする。</li> </ul>	27																														

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年				
個人市・県民税	給与所得控除の改正	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額について230万円の上限を設ける。	26				
軽自動車税	軽四輪車等に対するグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。	28				
		*電気・天然ガス自動車：概ね75%減					
		*軽乗用車 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度燃費基準+20%達成車：概ね50%減</li> <li>平成32年度燃費基準達成車：概ね25%減</li> </ul>					
		*軽貨物車 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度燃費基準+35%達成車：概ね50%減</li> <li>平成27年度燃費基準+15%達成車：概ね25%減</li> </ul>					
		区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減
		三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
		軽自動車		四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円
自家用	10,800円		2,700円		5,400円	8,100円	
四輪貨物	営業用		3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	
	自家用		5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	

市税概要 (No.36) 平成29年度版  
〈非売品〉

発 行 埼玉県入間市役所

編 集 総務部市民税課

平成29年 12月発行

埼玉県入間市豊岡1-16-1

電話04(2964)1111